



有権者 情報 パンフレット



作成:市書記 HOLLY L. WOLCOTT



市会総選挙
2024年11月5日火曜日



**選挙に関する情報は1-888-873-1000
まで お問い合わせください。**

**Los Angeles 市では投票情報を英語の他に 以下
の言語で提供しています**

**Այս բրոշյուրի հայերեն օրինակն ստանալու համար
զանգահարեք 1-800-994-VOTE (8683) հեռախոսահամարով:**

**要素取本手冊の中文版・
請致電 1-800-994-VOTE (8683)**

**برای تهیهی نسخه‌ای از این جزوه به زبان فارسی، با شماره تلفن
1-800-994-VOTE (8683) تماس بگیرید**

**हिन्दी में इस पैम्फलेट की प्रति प्राप्त करने के लिए,
1-800-994-VOTE (8683) पर फोन करें**

**このパンフレットの日本語版をご希望の方は、
1-800-994-VOTE (8683)までお電話ください。**

**ដើម្បីទទួលបានឯកសារថតចម្លងមួយច្បាប់ពីកូនសៀវភៅនេះជាភាសាខ្មែរ
សូមហៅទូរស័ព្ទលេខ 1-800-994-VOTE (8683)**

**이 팜플릿을 한국어로 원하시면 다음 전화번호로
연락하십시오. 1-800-994-VOTE (8683)**

**Для получения копии данной брошюры на русском
языке позвоните по номеру 1-800-994-VOTE (8683).**

**Para obtener una copia de este folleto en español,
llame al 1-800-994-VOTE (8683)**

**Para makakuha ng kopya ng pamplet na ito sa Tagalog,
tumawag sa 1-800-994-VOTE (8683)**

**เพื่อขอสำเนาจลสารนี้ในภาษาไทย โปรดโทรศัพท์ติดต่อที่หมายเลข
1-800-994-VOTE (8683)**

**Muốn có một tập sách này bằng tiếng Việt, hãy gọi số
1-800-994-VOTE (8683)**

目次

	ページ
投票用紙要約.....	3-8
<hr/>	
投票法案、意見、本文	
憲章修正案 DD.....	9
憲章修正案 LL.....	27
憲章修正案 HH.....	44
憲章修正案 II.....	53
憲章修正案 ER.....	66
憲章修正案 FF.....	76

有権者情報

Los Angeles郡公認記録係/郡書記は、Los Angeles市議会選挙の管理者です。

このパンフレットは、2024年11月5日の市会総選挙の市の投票法案に関する情報のみが記載されています。

投票所など、選挙に関する情報は、LA郡まで、電話 (800) 815-2666にご連絡いただくか、またはウェブサイトwww.lavote.govをご覧ください。



次の 6 ページには市投票法案の簡略版が記載されています。各法案の全文及びその他の情報は投票要約の後に記載されています（目次を参照）。



LOS ANGELES市憲章修正案DD

表題:

LOS ANGELES市のための独立地区再編成委員会。

案件:

Los Angeles市の市議会区境界を10年ごとに引き直す、独立地区再編成委員会を設けるよう、市憲章を修正するべきか？

状況:

市憲章では現在、市議会区境界線は市議会に地区境界の変更を勧告する諮問委員会が10年ごとに見直すことを定めている。最終的な地区境界線は議会と市長が決定する。市は、変更を検討し、地区の再編成に関する最終決定を下すために、独立地区再編成委員会を設立することを提案した。

提案:

この法案は市憲章を改正し、以下の目的で独立地区再編成委員会を設立することになる。

- 議会や市長の関与なしで、10年ごとの連邦国勢調査に従い市議会区の地区境界に関する最終決定を下す。
- 市憲章とその他の市の法律に定められた地区の再編成基準と手順を遵守する。
- 地区の再編成のプロセスにおいて誠実性と公平性を確保する公平な方法で行動する。
- 地区の再編成について公共を教育し、情報を伝える。
- 一般市民の意見を受け取り、検討する。
- 市の職員に地区の再編成プロセスに関する提案をする。
- 市の法律に定められたその他の地区再編成機能を実行する。

委員会は16名のメンバーおよび4名の代理メンバーで構成されるものとする。

独立地区再編成委員会のメンバーは、選出議員が関与することなく選出される。

市の法律に定められている通り、市の職員、従業員、委員、ロビイスト、または市の選出議員の政治運動に寄付した人物は、委員会に参加する資格がない。

「はい」に投票する意味:

Los Angeles市内の議会区の境界を10年ごとに引き直すための、独立地区再編成委員会を市が設立することを義務付けることを希望する。

「いいえ」に投票する意味:

Los Angeles市内の議会区の境界を10年ごとに引き直すための、独立地区再編成委員会を市が設立することを義務付けることを希望しない。

この法案の全文は14ページから始まる。



LOS ANGELES市憲章修正案LL

表題:

LOS ANGELES統一学区のための独立地区再編成委員会。

案件:

Los Angeles統一学区における教育役員会区の境界線を10年ごとに再び線引きする、独立地区再編成委員会を設けるよう、市憲章を修正するべきか？

状況:

市憲章では現在、Los Angeles統一学区 (LAUSD) 教育役員会 (委員会) の境界線は市議会に地区境界の変更を勧告する諮問委員会が10年ごとに見直すことを定めている。最終的な地区境界線は議会と市長が決定する。市は、変更を検討し、地区の再編成に関する最終決定を下すために、独立地区再編成委員会を設立することを提案した。

提案:

この法案は市憲章を改正し、以下の目的で独立地区再編成委員会を設立することになる。

- 議会や市長の関与なしで、10年ごとの連邦国勢調査に従い LAUSD役員会区の地区境界に関する最終決定を下す。
- 市憲章とその他の市の法律に定められた地区の再編成基準と手順を遵守する。
- 地区の再編成のプロセスにおいて誠実性と公平性を確保する公平な方法で行動する。
- 地区の再編成について公共を教育し、情報を伝える。
- 一般市民の意見を受け取り、検討する。
- 市の職員に地区の再編成プロセスの推奨事項を作成する。
- 市の法律に定められたその他の地区再編成機能を実行する。

委員会は14人のメンバーと4人の代理メンバーで構成される。

独立地区再編成委員会のメンバーは、選出議員が関与することなく選出される。

市の法律に定められている通り、LAUSDの職員、従業員、委員、ロビイスト、またはLAUSD選出議員の政治運動に寄付した人物は、委員会に参加する資格がない。

「はい」に投票する意味:

LAUSD役員会区の地区境界を10年ごとに引き直すための、独立地区再編成委員会を市が設立することを義務付けることを希望する。

「いいえ」に投票する意味:

LAUSD役員会区の地区境界を10年ごとに引き直すための、独立地区再編成委員会を市が設立することを義務付けることを希望しない。

この法案の全文は32ページから始まる。



表題:

市の統治、任命、選挙。

案件:

市憲章は次の点について修正されるべきか?委員会の任命者が公職に就くことが確認される前に、会計情報の開示情報を提出しなければならない、市の請負業者について会計監査官の監査権限を明確にしなければならない、市弁護士 の召喚権限を拡張する、特定の本部長の地位について仮任命する権限を持つ、発案請願または住民投票請願にて提案された法のインパクトを評価するプロセスを設ける、市の統治、任命、選挙に関し、その他の変更や明確化を行う。

状況:

市憲章では、市政府の構造、責任、機能、プロセス、および権限を定めている。市は、市の統治、任命、選挙に関して市憲章にさまざまな変更と明確化を提案している。

提案:

法案は、以下を含む市の統治、任命、選挙に関して市憲章にさまざまな変更と明確化を提案するものである。

- 委員会の被指名人に対し、市議会による承認を受ける前に財務開示書類の提出を要求する。
- 市基金を支出または受領している市の請負業者および下請業者に対する監査官の監査権限を明確化する。
- 市検事の召喚権限を拡大する。
- 特定のゼネラルマネージャー職への臨時任命を承認する。
- 発案請願または住民投票請願により提案された法律の財政的およびその他の影響を評価するプロセスを確立する。
- 港湾委員会の少なくとも2人の委員が港湾地域に居住することを義務付ける。

「はい」に投票する意味:

市の統治、任命、選挙に関して、上記の変更と明確化を行うために市憲章を修正することを希望する。

「いいえ」に投票する意味:

市の統治、任命、選挙に関して、上記の変更と明確化を行うために市憲章を修正することを希望しない。

この法案の全文は49ページから始まる。



LOS ANGELES市憲章修正案II

表題:

市の行政と運営。

案件:

市憲章は次の点について修正されるべきか？ El Pueblo歴史地区および動物園が公園の財産であることを明確化する、市の運営を支援するために部門が商品販売できるかを明確にする、市による雇用に関し性同一性の非差別ルールを含める、使用料、規制と規則を定める空港委員会の権限を明確にする、市の行政と運営にその他の変更を行う。

状況:

憲章では、市政府の構造、責任、機能、プロセス、および権限を定めている。市は、市の管理と運営に関して市憲章にさまざまな変更と明確化を提案している。

提案:

法案は、以下を含む市の管理と運営に関して市憲章にさまざまな変更と明確化を提案するものである。

- El Pueblo歴史地区および動物園が公園財産であることを明確化する。
- 各部門が市の運営を支援するために食品や商品販売できることを明確化する。
- 市の雇用に関する差別禁止規則において性同一性を検討事項に追加する。
- 空港での地上輸送に関する料金、規則および規制を制定する空港委員会の権限を明確化する。
- 一部の市が発行する文書への電子署名を許可する。
- 市が公共公園の目的に沿った用途でLos Angeles統一学区に公共公園内の敷地を貸し出すことを許可する。
- 肩書き「行政調査サービス事務局長」を「市行政官」に変更する。

「はい」に投票する意味:

市の行政と運営に関連する上記の変更を行うために、市憲章を修正することを希望する。

「いいえ」に投票する意味:

市の行政と運営に関連する上記の変更を行うために、市憲章を修正することを希望しない。

この法案の全文は58ページから始まる。



表題:

市倫理委員会の権限と運営の独立性。

案件:

市憲章は次の点について修正されるべきか?市倫理委員会の年度予算の最少額を設ける、費用に関する決定や雇用事案について委員会の権限を強める、限られた状況下で委員会が外部弁護士の助言を求めることを許可する、委員会メンバーの追加資格要件を課す、市議会が委員会の提案に対する公開聴聞会を開くようにする、市法の違反に対する罰則を増やす。

状況:

倫理委員会は、選挙資金、政府倫理、ロビー活動に関連する市および州の法律を管理している。市議会は、委員会の権限と運営の独立性を拡大するために、市憲章の修正を勧告した。

提案:

この法案は市憲章を以下の目的で変更する。

- 委員会の最低年間予算を設定する。
- 委員会に支出決定、採用、人事問題に関するさらなる権限を与える。
- 特定の調査事項や執行事項を含む限定的状況下で、委員会が独自の法律顧問を雇うことを認める。
- 委員会メンバーとエグゼクティブ・ディレクターに、委員会メンバーとエグゼクティブ・ディレクターが、市と契約を結んでいる、または市の承認を求めている事業に所有権を持つこと、大口寄付者として寄付すること、または政治運動に有料サービスを提供することを禁じるなど、追加の資格要件を課す。
- 市の選出議員の親族、有給選挙コンサルタント、または大口選挙献金者を委員会に任命することを禁止する。
- 市議会が委員会ポリシー提案書に関する公聴会を開くことを要求する。
- 委員会が課すことができる罰金の上限を、現在の違反1件あたり\$5,000ルから、違反1件あたり\$15,000ルに引き上げ、毎年調整するものとする。

「はい」に投票する意味:

市倫理委員会の権限を拡大し運営の独立性を高めることを希望する。

「いいえ」に投票する意味:

市倫理委員会の権限を拡大し運営の独立性を高めることを希望しない。

この法案の全文は71ページから始まる。



LOS ANGELES市憲章修正案FF

表題:

LOS ANGELES 市の消防警察年金; 警察官。

案件:

市憲章は次の点について修正されるべきか? 警察、空港、港、レクリエーション、公園部門に雇用された警察官のメンバーシップとサービスについて、Los Angeles 市職員退職システム (LACERS) からLos Angeles消防警察年金プラン (LAFPP) に移行することを許可する、そして過去の移行について、空港と警察部門のメンバーへの返金を含む関連費用を市が負担する。

状況:

憲章では、市の警察、空港、港湾、およびレクリエーションおよび公園部門に雇用されている正規警察官の一部がLACERS (LACERS警察官) のメンバーであると規定している。以前の憲章修正により、有資格の警察官のグループがLACERSからLAFPPの職階6に移行することが認められた。職階6はLAFPPメンバー用の年金プランである。

提案:

法案は市憲章を以下の通りに変更する。

- 市議会に対し、2025年1月12日時点で現役で雇用されているLACERS警察官が、自らのメンバーシップ、勤務年数、退職金拠出金をLACERSからLAFPP職階6に移管するという1度限りの決定を下すプロセスを提供する権限を与える。
- 特定のLAFPP職階6メンバーがLACERSに残っている勤続年数と退職金拠出金をLAFPP職階6に移管することを許可する。
- 以前にLACERSからLAFPP職階6に移管した特定の職階6メンバーが支払った自己負担費用をLAFPPに返金するよう要求する。
- LAFPPに追加費用が確実に発生しないように、上記の払い戻しを含め、LACERS警察官の移管に関連するすべての費用と継続的なコストを市が支払うことを義務付ける。

「はい」に投票する意味:

LACERS警察官が、メンバーシップ、勤務年数、退職金拠出金をLACERSからLAFPP職階6に移管できるようにすることを希望する。

「いいえ」に投票する意味:

LACERS警察官が、メンバーシップ、勤務年数、退職金拠出金をLACERSからLAFPP職階6に移管できるようにすることを希望しない。

この法案の全文は80ページから始まる。



DD

LOS ANGELES市のための独立地区再編成委員会。 憲章修正案DD。

Los Angeles市の市議会区の境界線を10年ごとに再び線引きする、独立地区再編成委員会を設けるよう、市憲章を修正するべきか？

公正な要約

著者： SHARON M. TSO、主任立法アナリスト

Los Angeles市(以下「市」) 憲章(以下「憲章」)では、市内の市議会区境界が10年ごとに引かれ、米連邦国勢調査に従い条例により採択されるプロセスを規定している。その規定後、これらの市議会区の境界は、議会メンバーの選挙、解任、および議会の空席の補充に使用される。現在は、指名された諮問委員会が、地区の再編成プロセスで議会にそれらの境界の変更を勧告している。最終的な地区境界線は議会と市長が決定する。

本法案は、連邦国勢調査の10年ごとに市議会区境界を採用する権限、義務、責任を持つ独立地区再編成委員会(以下「委員会」)の設立を義務付けることで憲章を修正するものである。委員会は、米国憲法、California州憲法、連邦投票権利法令い市議会区の境界線を引く必要があり、また憲章およびその他の市の法律で定められた地区の再編成基準とプロセスに従う必要がある。

委員会は、選出議員の関与なしに、議会区の境界の策定において公平な態度で行動することが求められる。最終的な市議会区の境界は、委員会が単独で承認する。また、委員会は、地区の再編成について一般市民を教育し、情報を伝達し、公共の会議や公聴会を開催し、一般市民の意見を受理し検討し、地区の再編成プロセスに関して市長、議会および倫理委員会に勧告し、市の法律で定められたその他の区の再編成機能を実行する。委員会のメンバーは、公共の会議以外で地区の再編成に関する事項について個人または組織と連絡を取ることを禁じられる。

委員会は選出議員の関与なしに選出され、16人の委員と4人の代理委員で構成される。委員会は、連邦国勢調査の後の10年ごとに、末尾が0となる年の4月1日までに設立される。委員会の各メンバーの任期は選出された日に始まり、次の委員会の最初のメンバーが選出された時点で満了する。委員会メンバーの資格と制限は次のとおり。

- 選出時点で18歳以上であり、市の居住者であること。
- 申請書提出の直前少なくとも5年間は市に居住していること。
- 協調性、市民参加経験、複雑なデータを分析する能力を実証する。
- 登録済み有権者または米国市民である必要は無い。



- 申請書提出前の少なくとも2年間、市職員または市委員経験者であってはならない。
- 本人またはその配偶者または家族が、California州選挙規約の独立地区再編成委員会の資格要件に関する規定に記載されている政治口ビー活動に以前に従事していない。
- 委員会メンバーは経済的利益およびその他の財務開示に関する声明を提出する必要がある。
- 委員会に所属している間は、選出議員または選出議員候補者を支持したり、その選出委員のために働いたり、ボランティア活動をしたり、選挙資金を寄付したりすることはできず、また、他の統治機関の区の再編成委員会に所属することもできない。
- コミッショナーは、職務の重大な怠慢または職務上のその他の不正行為を理由に、委員会の3分の2の投票により解任される可能性があり、その場合、市倫理委員会に控訴することができる。
- 委員会および市の他の部門のために統計データおよび地理データを作成および管理するデータ局が市内に設立されるものとする。
- 市書記は、委員会への申請プロセスを管理し、倫理委員会は、これを監督する。

この憲章修正は、有権者の過半数の承認が得られれば発効する。

財政的影響に関する声明 **著者：MATTHEW W. SZABO、市行政官**

本法案は、Los Angeles市に10年ごとに16名からなる独立地区再編成委員会を設立するものである。委員報酬は条例により定められますが、金額は現時点では不明である。この法案により、市書記局と倫理委員会はコミッショナーの選出を支援する必要があり、市書記は委員会の通常機能に関連する管理タスクを支援する必要がある。委員の報酬は条例により定められ、市の各部門の管理費用は管理手続きが策定され次第、市の年間予算プロセスの一環として処理されるが、実際の費用は委員の作業量に応じて年ごとに異なる。部分年度の費用は2028-29年から発生すると予想される。市の一般基金への影響は、2028年から2029年にかけて\$1,163,746と推定される。2029年から2030年までの年間費用は\$2,405,256と見積もられている。委員会の存続期間中の累積コストは約\$6,154,130になると予想される。



憲章修正案DDに対する賛成意見

100年の間、Los Angeles市議会議員は自らの選挙区の境界線を引く最終決定権を有していました。彼らは、私たちの近隣地域や地域社会への影響を顧みず、再選の可能性が高まる選挙区を設定するために、その権力を頻繁に利用してきました。憲章修正案DDが通れば、同市の歴史上初めて、選出議員からその権限が剥奪され、代わりに市の独立地区再編成委員会が設立されるでしょう。

2年前、この街は数名の市議会議員がコミュニティ全体の権力を弱体化させつつ自己の利益のために再編成プロセスを操作しようとしたスキャンダルに揺れました。

憲章修正案DDはこの種の裏取引を阻止するでしょう。

10年ごとに、新しい委員会が選定され、市議会区の線が引き直されます。委員公募者は利益相反の可能性について厳格に審査されます。選出議員やそのスタッフまたは家族は応募者の資格を有しません。政治候補者、ロビイスト、政治コンサルタントも同様です。委員の半数は、審査された応募者の中から抽選等の無作為の方法で選ばれます。その後、同じ応募者プールの中から残りの応募者を選出し、人種、性別、年齢、収入、その他の要素を考慮して、委員会が市の多様性を反映するように図ります。市書記がプロセス全体を管理し、市議会議員は一切関与しません。

独立した立場にある委員が、人口がほぼ均等になるように市議会区を設定することで、人種や民族のコミュニティが恣意的に複数の選挙区に分割され代表権の機会が減ることがなくなるようにします。

公正に分けられた区で公正な選挙を行うことは、民主主義と効果的な市政に不可欠です。憲章修正案DDを採用することで、今後は市議会議員が有権者を選ぶのではなく、有権者が市議会議員を選ぶことができるようになるでしょう。

地区の再編成プロセスから政治を排除しましょう。

憲章修正案DDに賛成票を投じて下さい！

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章修正案DDの賛成意見に署名する人

PAUL KREKORIAN
市議会議員、第2区
City of Los Angeles

NITHYA RAMAN
市議会議員、第4区
City of Los Angeles

CALIFORNIA COMMON CAUSE

この法案の反対意見は提出されませんでした。



憲章修正案DDに対する賛成意見としての反論

憲章修正案DDはLos Angeles史上初めて市議会区の境界線を引くための真に独立地区再編成委員会を設立します。これは市庁を全面的に改革する上で極めて重要な一歩です。

この提案書は、政府の改革推進者、学術専門家、そしてコミュニティの代表者が参加して数か月掛けた広範な取り組みを通じて策定されました。一部の専門家は、憲章修正案DDを地区の再編成改革の「ゴールドスタンダード」と呼びます。これに反対する議論は存在しません。

独立した市民委員が策定し、市内のあらゆる地域から公平に選出され、Los Angelesの多様性を完全に反映する市議会区は、政治家が個人的な野心を満たすために策定する市議会区よりも、市民にとってより良いものとなるでしょう。

スキャンダラスなオーディオ録音で暴露された裏取引に終止符を打ちましょう。

Los Angeles市政府の公正な代表とより強力な民主主義の実現を目指すため、憲章修正案DDに賛成票を投じて下さい。

憲章修正案DDに対する賛成意見としての反論への署名者

PAUL KREKORIAN
市議会議員、第2区
City of Los Angeles

NITHYA RAMAN
市議会議員、第4区
City of Los Angeles

CALIFORNIA COMMON CAUSE

FERNANDO GUERRA, PH.D.
役員会役員
L.A. Governance Reform Project

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、
憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は線を引いて表示する。

憲章修正案DD

第1項。Los Angeles市憲章第480～490項を次のように読み替えて追加する。

LOS ANGELES市の独立地区再編成委員会

第480項。委員会の設立および目的。

(a) Los Angeles市には、市憲章および条例により定められた権限、義務、責任を有する独立地区再編成委員会(以下「委員会」)が設置されるものとする。

(b) 委員会の目的は、各種手続きに対して市民に参加およびアクセス権限を付与する、公正、透明、包括的、かつ独立した地区再編成プロセスを通して市議会区の境界を策定することにより、Los Angeles市の統治を強化することである。

第481項。委員会の組織、権限および義務。

(a) 委員会は16名のメンバーおよび4名の代理メンバーで構成されるものとする。

(b) 米連邦が10年ごとに実施する国勢調査の後、10年ごとに新たな委員会が設立される。委員会メンバーは、遅くともゼロで終わる各年の4月1日までに選出されるものとする。

(c) 委員会の各メンバーの任期は、当該メンバーが選出された日に始まり、次の委員会で最初の委員が選出された時に終了する。

(d) 委員会は下記の権限および義務を有する。

(1) 米連邦が10年に一度実施する国勢調査に従いLos Angeles市議会区の境界を採択する。

(2) 憲章および条例により定められた地区再編成の基準およびプロセスを遵守する。

(3) 地区再編成プロセスの完全性および公平性を確保する公平な方法で行動する。

(4) 地区再編成について一般市民を教育し、情報を提供し、選挙区再編のプロセスへの一般市民の参加を求めると同時に奨励し、一般市民がアクセス可能で、プロセス全体を通して市民が参加して意見を述べる機会が与えられる公的な会合および公聴会を開催する。



(5) 地区再編成事案に関して市長、市議会、および市倫理委員会に進言する。また、

(6) 条例で定められたその他の地区再編成機能を果たす。

第482項。メンバー適格性および制限。

(a) 各メンバーは、選出時点で少なくとも18歳以上であり、市の居住者であり、申込書提出の直前までに少なくとも5年間に居住している必要がある。メンバーは、登録済み有権者または米国市民である必要はない。

(b) 申込書を提出する直近2年間のいずれかの時点で市の職員または市委員会のメンバーであった者は、委員会に申請する、またはメンバーを務める適格性を有さない。

(c) 本人またはその配偶者または家族が、以前、California選挙規約の独立地区再編成委員会の適格性要件に関する規定に記載されている政治活動およびロビー活動に従事していた場合、その者は、委員会への入会を申し込んだりメンバーを務めたりする適格性が無い。追加の資格要件が条例により定められる場合がある。

(d) 委員会申請者は、協調スキル、市民活動の参加経験、および複雑なデータを分析する能力を実証する必要がある。

(e) 委員会のメンバーは、委員会に所属している間、市の選出役員または市の公職候補者を支持したり、その役職に就いたり、ボランティア活動を行ったり、選挙運動献金をしてはならず、また、他の政府機関の地区再編成委員会に所属してはならない。

(f) 委員会のメンバーまたは前メンバーは、以下の事柄を一切行わないものとする。

(1) 市の選挙公職の候補者となること。ただし、メンバーが委員会で最後に勤務した日から5年超経過した場合、またはメンバーが委員会に選出された日から10年が経過している場合のいずれか短い期間を除く。

(2) メンバーが所属する委員会が採択した地区境界に基づいて選挙が行われる地区の市議会議員選挙に立候補すること。

(g) 委員会において最後に職務を行った日から4年間、または委員会に選出された日から10年間のいずれか短い期間、委員会のメンバーまたは元メンバーは、以下のいずれの行為も行ってはならない。

(1) 別の市の委員会の任命を承諾すること。

(2) 市選出の公職または市公職候補者の有給職員として雇用される、またはコンサルタントとして報酬を受け取ること。



(3) 市との非競争入札契約を締結すること。

(4) 市の登録ロビイストとして活動すること。

(5) 市の公職の任命を承諾すること。

(h) 委員会の代理メンバーは、他の委員会メンバーと同じ適格性要件、行動基準、および制限を受けるものとする。

第483項。メンバー選定および免職。

(a) 委員候補者を決定するプロセスは、末尾が9となる年の4月1日までに開始されるものとする。

(b) 市書記は、委員会への申請プロセスを管理し、市倫理委員会は、これを監督する。市書記および市倫理委員会は、上記の管理責任を自分のスタッフまたはコンサルタントに委任することができる。

(c) 市書記は、委員会の申込プロセスに関する公表と認知を確実に行うため、サービスが行き届いていないコミュニティに働きかける努力と、条例で定められた複数の言語に対応する努力を伴うアウトリーチおよび教育プログラムを実施するものとする。市書記は、申請者の人口統計データを監視し、公開し、申請者プールに十分な数の適格な申請者がおり、市の多様性が適切に反映されるようにするため、合理的に必要な範囲でアウトリーチを強化する。

(d) 委員会の任務に就任する適格性要件を満たす有志者は、市書記に申込書を提出できる。市書記は、申込書を審査し、第482項 (a) から (c) で指定される客観性のある適格性要件を満たす個人で構成される申請者プールを確立する。

(e) 市書記は、申請者プール内の個人名を公開審査のために公表し、一般市民が申請者プール内の個人の適格性に関する情報を提供できるプロセスを確立するものとする。市倫理委員会は、一般市民から提供された情報を検討し、申請者リストから削除すべき個人がいるかどうかを決定する。

(f) 公開審査期間の後、市倫理委員会は、申請者プール内の個人の申込を評価し、第482項 (a) から (d) に規定の適格性要件を満たし、委員会選考プールに含める個人を決定する。委員会選考プールの確立後、市倫理委員会は、一般市民から情報を受け取り、委員会選考プール内の個人の有する適格性の継続性に関して判断を下す権限を有するものとする。

(g) 市書記および市倫理委員会は、市データ局の支援を受け、一般市民からの意見を取り入れるプロセスを通して、母集団が概ね均等な市内の8つの地理的地域を指定するものとする。市書記は公的な会合で無作為抽選を行い、8つの地理的地域からそれぞれ1名を選出する。この選考プロセスの結果、8つの地理的地域からそれぞれ1名ずつ、合計8名の委員会メンバーが選出される。



(h) 選出された8名のメンバーは、委員会選考プールに残るすべての申請者の申込書を審査し、委員会の追加メンバー8名を選出する。これらの選考は、申請者の関連する経験と経歴、市の各地域への精通度、公平性を保つ能力を基準とし、市の多様性(人種、民族、性別、ジェンダー(性自認)、性的指向、年齢、収入、職業、地理的多様性)を確実に反映するために、最初の8名のメンバーのうちの3分の2の賛成票によって、公開会議で行われるものとする。ただし、この選出目的のために式または比率は適用されないものとする。

(i) 16名のメンバーが選出された後、委員会は委員会選考プール内の残りの申請者の中から4名を代理メンバーとして選出する。代理メンバーの選出は、代理メンバー間の地理的多様性を確保するような方法で行われるものとする。

(j) 委員会は、重大な職務怠慢、職務上の重大な不正行為、職務遂行不能、第482項に規定するメンバーの適格性要件および制限事項の遵守の不履行、正当な理由のない欠席、または透明性要件の遵守の不履行を理由にメンバーを解任できる。この規定に基づく解任には、メンバーに公聴会の通知および書面ならびに公聴会での回答の機会を設けた後、メンバーの3分の2の投票が必要となる。免職されたメンバーは、委員会の決定に関して、市倫理委員会に不服を申し立てることができる。

(k) 委員会は、重罪で起訴されたメンバー、または第207項 (c) に規定される公務違反に関連する軽罪で起訴されたメンバーを直ちに解任することができる。この条項の下で行われる解任には委員会の3分の2の投票が必要である。免職されたメンバーは、委員会の決定に関して、市の倫理委員会に不服を申し立てることができる。

(l) 委員会のメンバーが重罪について有罪を認めた場合、または不抗争の答弁をした場合、または有罪判決を受けた場合、そのメンバーの地位は空席となる。

(m) 委員会に欠員が生じた場合、委員会の議長は、一般公開の会合で無作為抽選を行い、メンバーを務める代理メンバー1名を選出するものとする。

第484項。地区の再編成基準。

(a) 委員会は、アメリカ合衆国憲法、California州憲法、および1965年の連邦投票権法に準拠した市議会区境界を採択する。各区の母集団は、連邦投票権法に従うために逸脱がやむを得ない場合、または法律で許可されている場合を除き、他区とほぼ同等であるものとする。

(b) 委員会は、副項 (a) の要件に従うことに加えて、以下の優先順位に規定される通りに以下の基準を使用して市議会区境界を採択するものとする。

(1) 可能な限り、区画は、地理的に連続するものとする。隣接する隅の点のみで交わる領域は連続していないものと見なす。水により隔



てられており、橋、トンネル、または定期運航フェリーサービスによって接続されていない領域は連続していないものと見なす。

(2) 本副項の前述の基準に反しない限り、地域の近隣性または現地のコミュニティの地理的一体性は、可能な限り尊重されなければならない。その分断は、最小限に抑えなければならない。「利益共同体」とは、効果的かつ公正な代表を目的として単一の選挙区内に含まれるべき、共通の社会的または経済的利益を共有する集団を指す。利益共同体の特徴には、教育、公共安全、公衆衛生、環境、住宅、交通、社会サービスへのアクセスなど、共通の公共政策課題が含まれる。但し、これらに限定されない。利益共同体の特徴には、文化地区、共通の社会経済的特性、類似した有権者登録率および参加率、共通の歴史などが含まれる。但し、これらに限定されない。利益共同体には、政党、在任者、または政治候補者との関係は含まれない。

(3) 可能な限り、かつ本副項の前述の基準に矛盾しない限り、区は、自然および人工の障壁、道路、または市の境界によって区切られるものとする。区境界は、居住者が容易に識別でき、理解しやすくあるべきである。

(4) 本副項の前述の基準に反しない限り、遠方の人口を優先して近隣の人口地域が無視されることのないように、地理的なまとまりを可能な限り促進する形で地区を設定するものとする。

(c) 委員会は、在任者、候補者、または政党を優遇または差別する目的で区境界を制定してはならず、また、在任者または候補者の居住地は区境界の策定において考慮されないものとする。

(d) 区境界を採択する際に、委員会は、コミュニティと文化的関連性、経済的・文化的ランドマーク、資源など、その他の追加基準も検討しなければならない。その他の基準に関するすべての判断は、公的な会合で検討され、承認されるものとする。委員会による追加基準の検討は、副項 (a) から (c) までの適用可能な要件に準拠し、従属的に検討されるべきである。

(e) 委員会が区境界を採択した後、委員会は、多くの住民にとって居住する市議会区の番号が可能な限り同じになるように、各市議会区に番号を付けるものとする。

第485項。公的な会合、アウトリーチ、およびアクセス可能性。

(a) 委員会は、ブラウン法 (Ralph M. Brown Act) およびその他の適用される公開会議法を遵守するものとする。

(b) 委員会は、代表権の少ないコミュニティや英語を話さないコミュニティの住民を含め、住民による地区再編成プロセスへの参加を奨励するための



措置を講じるものとする。

(c) 委員会は、地区の再編成プロセスの各段階で一般市民が参加し、意見を述べる機会が確保されるような形で、公聴会やワークショップを開催するものとする。

(d) 委員会は、委員会の会合において英語およびスペイン語でのライブ翻訳を提供するとともに、条例で定められる内容を提供するものとする。委員会は、米連邦法および州法で義務付けられ、条例で規定されている言語で、資料を提供するものとする。

(e) 委員会は、障害者および高齢者が委員会の会合や公聴会にアクセスし、十分に参加できるようにするために、アクセス可能プランを策定し、実施するものとする。委員会は、公聴会の開始前にこのプランを策定するものとする。

(f) 証言を提供する目的で、選出された市職員は一般メンバーと同じパブリックコメント手続きに従うものとする。

(g) 一方的な連絡。

(1) 委員会のメンバーは、公的な会合以外で、地区の再編成に関する事項についていかなる個人または組織とも連絡を取ってはならない。この規定は、他のメンバー、委員会スタッフ、法律顧問、または委員会が雇用するコンサルタントとの連絡を禁止するものではない。この規定は、行政上の事項または一般市民向けの教育プレゼンテーションに関連する連絡に関してまで、市職員との連絡を禁止するものではない。

(2) 委員会のエグゼクティブ・ディレクター、区画設定スタッフまたは区画設定コンサルタント、および委員会が指名するその他の委員会スタッフは、公開会議以外で、選挙で選ばれた市の役員、市の公職候補者、またはそのような役員や候補者のスタッフと直接または代理人を通して、地区再編成に関する事項について連絡を取ってはならない。この規定は、行政上の事項または一般市民向けの教育プレゼンテーションに関連する連絡に関してまで、市職員との連絡を禁止するものではない。

(3) 市倫理委員会、市書記、または委員会メンバー選考プロセスに関与するその他の市部門のメンバーまたは職員は、選出された市役員、市公職候補者、またはそのような役員または候補者のスタッフと、選考プロセスが完了する前に、公開会議の外で選出プロセスに関連するいかなる問題についても、直接または代理人を通して連絡を取ってはならない。この規定は、行政上の事項、法律に関する助言、または一般市民向けの教育プレゼンテーションに関連する連絡に関してまで禁止するものではない。



(4) 委員会は、ブラウン法 (Brown Act) に準拠し、本項の規定に抵触せず、委員会の公的な会合で採択されたものである限り、連絡に関するその他の規則を採択することができる。

第486項。委員会の事業、管理、および人事の運営。

(a) 委員会の各メンバーおよび各代理メンバーは、California州政治改革法に基づき採択された委員会の利益相反規定における指定職員となり、法律で義務付けられている経済的利益の申告書およびその他の財務開示書類を、市倫理委員会に提出するものとする。

(b) いかなる公式な措置も、委員会の過半数の賛成投票を必要とする。但し、次の措置については委員会の3分の2の承認を必要とする。

(1) 最終的な地区再編成プランの投票。

(2) メンバー解任の投票。

(3) 第483項 (h) に記述される8名の委員を選定するための投票。

(4) エグゼクティブ・ディレクター、区画設定コンサルタント、区画設定スタッフ、および委員会が主要スタッフとして指定したその他の役職を採用するための投票。及び、

(5) 州法および市法に基づき委任できる範囲で、雇用または契約の権限の委任を承認するための投票。

(c) 委員会の代理委員は、委員会の審議に全面的に参加することはできないが、投票はできない。また、定足数の成立には数えられない。

(d) 委員会は1名の委員を委員会の議長として選出する。委員会は、メンバーから、その他の公職を指定できる。

(e) 草案および最終的な地区再編成プランのための区境界の設定に関する原則の検討は、公的な会合で行われ、委員会の投票により承認されるものとする。

(f) 委員会は、提案された区画設定の原則および提案された最終区画が委員会の公聴会または会議で検討される少なくとも7日前に、委員会のウェブサイトに掲載するものとする。

(g) 委員会は、エグゼクティブ・ディレクター、および再編成担当スタッフ、テクノロジー担当スタッフ、およびアウトリーチ担当スタッフを採用するものとし、その役職は本憲章の公務規定の適用を免除されるものとする。

(h) 委員会は、本憲章の契約規定に従い、条例で定める競争プロセスを通じてコンサルタントを採用する権限を有する。



(i) 市書記は、市が保有するリソースへのアクセス、市の部門および職員との調整、および必要に応じてその他の管理事項に関して委員会を支援する。

(j) 委員会は市検事を法律顧問として利用したり、市検事に委員会の法律顧問を雇うよう要請したりすることができる。

第487項。最終的な地区再編成プランの採択。

(a) 委員会は、末尾が1で終わる年は毎年、9月30日までに、新市議会区境界を確立する最終的な地区再編成を採択するものとする。

(b) 委員会が副項 (a) で定める最終期限までに最終的な地区再編成プランを採択しない場合、市検事は、第484条に規定される地区再編成基準に従い新市議会区境界を定める命令を上級裁判所に直ちに申し立てるものとし、委員会が最終的な地区再編成プランを採択するまで、その境界は市の選挙に適用されるものとする。

(c) 委員会は、最終プランとともに、第484条に規定される地区再編成基準に準拠するために委員会が決定した根拠を説明する報告書を発行するものとする。

(d) 最終的な地区再編成プラン採択後、委員会は、当該プラン、最終報告書、およびその他の付随資料を市書記に提出し、この資料を委員会の地区の再編成ウェブサイトで公開する。

(e) 市書記は、委員会の最終的な地区再編成プランおよび報告書を、市のウェブサイトに掲載するものとする。市書記は、市の条例と同じ方法で、新市議会区境界の最終プランおよび説明を公表するものとする。

(f) 新市議会区を確立する最終的な地区再編成プランは、本憲章に規定される条例に従い、公表から31日後に発効される。

(g) 最終的な地区再編成プランは、市条例と同様、住民投票の対象となる。

(h) 地区再編成による何らかの区境界または場所が変更されても、議会のメンバーが選出された任期の満了前に、議会のメンバーの任期が廃止または終了することはない。

(i) 委員会により採択された区境界は、法的要求を解決する場合または裁判所の命令に応じる場合を除き、米連邦が10年に一度実施する次回の国勢調査が行われるまで変更されないものとする。

(j) 市に併合または統合された地域は、委員会により隣接する単一の区または複数の区に追加されるものとする。この追加は、併合または統合手続きが完了した時点で有効となる。



第488項。委員会の資金調達。

(a) 市議会および市長は、委員会の設立および運営に必要な十分な資金を援助し、委員会の職員、コンサルタント、法律顧問への報酬、地区の再編成プロセスへの幅広い市民参加を求めるための啓蒙活動、および必要に応じて法的手続において委員会の行動を擁護する資金も提供するものとする。

(b) 市議会および市長は、委員会の設立、委員会への支援、および委員会の記録の保管に関与する市の全部門に資金を提供するものとする。

(c) メンバーは、条例に定める報酬を受取るものとする。

第489項。委員会の勧告。

(a) 委員会は、委員会の勧告を裏付ける調査結果、分析、およびデータを記載した報告書を市倫理委員会に提出することにより、市憲章および管理法規に記載される独立地区再編成プロセスの変更を勧告することができる。

(b) 市倫理委員会は、委員会の勧告を検討し、地区再編成に関する市憲章および管理法規の修正勧告を含む報告書を市議会に提出することができる。勧告に管理法規修正が含まれる場合、倫理委員会は、市弁護士からの支援を得て、勧告された修正を実施するために必要な条例案も作成し、送付するものとする。

(c) 管理法規の修正。倫理委員会の報告書と、それに付随する地区再編成に関する管理法規修正を勧告する条例案が提出されてから60日以内に、市議会は、当該問題に関する公聴会を開催し、条例案を変更せずに承認するか、または不承認とするかを決定する。議会が60日以内に不承認としない場合、条例案は、市長に承認または拒否権行使を求めて提出され、市長が拒否権を行使した場合は、それを覆す目的で議会に提出される。市長が承認した場合、市長が行動を起こさない場合、または市長の拒否権を覆して議会が承認した場合、条例案は承認されたものとみなされる。

(d) 憲章修正案。地区再編成に関する市憲章の修正を勧告する倫理委員会の報告書は、次回の選挙で憲章修正案を有権者に提出できるように、市議会により適時検討されるものとする。市憲章の修正には、市の有権者の承認が必要である。

第490項。市データ局。

条例でさらに規定されるように、委員会および市の他の部門のために統計データおよび地理データを作成および管理するデータ局が市内に設立されるものとする。本条項のいかなる規定も、データ局を市の部門または事務所内に置くことを禁止するものではない。



第2項。Los Angeles市憲章第204項は、次のように廃止される。

第204項。地区再編成のメンバー；地区の再編成。

(a) **条例による地区の再編成。**議会は、条例により、地区再編成条例の発効日以降10年ごとに、議会メンバーの解任を含むすべての選挙、および議会メンバーの欠員の補充に使用する選挙区の境界線を引き直すものとする。上記のように形成された区は、区形成直前の連邦国勢調査で示された市の総人口を可能な限り均等な割合でそれぞれ含むものとする。

(b) **地区再編成委員会。**市議会区の境界線の設定について議会に助言する地区再編成委員会が設置される。委員会メンバーに関しては、議長が2名任命する場合を除き、各メンバーが1名ずつ稔明氏、市長が3名、市検事が1名、会計監査官が1名任命するものとする。市の役員または職員は、委員会に参加する資格を有さない。地区再編成委員会は、予算の承認に従い、理事およびその他の職員を任命するものとする。これらの公務は、憲章の行政事務規定の適用を免除されるものとする。

(c) **地区の再編成プロセス。**地区再編成委員会は、米国勢調査局が10年に一度実施する国勢調査のデータを発表する日までに任命されなければならない。新委員会は、任命後に続いて行われる地区の再編成の前に、議会に助言するために任命される。委員会は、任命後いつでも、但し遅くとも2021年6月1日およびその日の10周年までに、地区再編成プロセスを開始するものとする。委員会は、地区の再編成プロセスを通して、一般市民の意見を求める。委員会は、条例で定める期日までに、議会に、地区再編成の提案書を提出しなければならない。

議会は、2021年12月31日までに、またその後は同日から10年毎に、地区の再編成条例を採択するものとする。本項のいかなる規定も、各区が、区の形成直前の米連邦国勢調査で示された市の総人口、または議会が実質的に信頼できると判断したその他の人口報告や推定値に基づき、可能な限り均等な割合で各区を構成することを条件として、議会がより頻繁に地区を再編成することを禁止するものではない。

(d) **地区の再編成基準。**すべての区は、州法および連邦法の要件に従い設定され、実行可能な範囲で近隣地域およびコミュニティーをそのまま維持し、自然の境界線または街路線を活用し、地理的にまとまりのある状態にするものとする。

(e) **在任者の地区の再編成への影響。**地区再編成によるすべての区境界または場所が変更されても、議会のメンバーが選出された任期の満了前に、議会のメンバーの任期が廃止または終了することはない。

(f) **併合または統合。**市に併合または統合される地域は、そのための手続きの完了前または完了と同時に、市議会により条例により隣接区に追加されるものとする。この追加は、憲章の他の規定にかかわらず、併合または統合手続きの完了時に有効となるものとする。



(g) **期間。**奇数番号の区から選出された議会メンバーの任期は、1997年から4周年毎に開始され、偶数番号の区から選出されたメンバーの任期は、第205条 (b) に規定されている場合を除き、2020年に至るまで、1999年から4周年毎に開始される。2020年より、偶数番号の区から選出された議会メンバーの任期は、2020年から4年毎に開始され、奇数番号の区から選出されたメンバーの任期は、2022年から4年毎に開始される。

第3項。Los Angeles市憲章第205項は次のように修正される。

第205項。任期。

(a) 市長、市検事、会計監査官および市議会公職の任期は、副項 (b) に規定されている場合を除き、4年間とする。

(b) 憲章の他規定にかかわらず、2020年から始まる新しい選出日に移行するために、2015年に選出された委員会のメンバーは、2020年12月に満了する任期のために選出され、2017年に選出された市長、市検事、会計監査官、および議会のメンバーは、2022年12月に満了する任期のために選出される。

(c) 市公職に選出された公職者の任期は、選挙日の翌年の7月1日から2020年まで続くものとなる。2020年より、偶数番号の区から選出された議会メンバーの任期は、2020年からの4年毎の周年に開始されるものとする。市長、市検事、会計監査官、および奇数区から選出された議会のメンバーの任期は、2022年からの4年毎の周年に開始するものとする。市公職に選出された職員の任期は、選出後の次の12月の第2月曜日に始まるものとする。

(d) 第207項に基づき公職の空席が生じた場合を除き、選挙および任命により選ばれた職の現職者は、後任者が資格を得るまでその職に就いているものとする。

第4項。Los Angeles市憲章第245項の副項 (d) に新副部門 (9) が新たに追加され、独立地区再編成委員会の行動は、市議会の審査から免除されて次のようになる。

(9) 地区再編成委員会の行動。

第5項。Los Angeles市憲章第252項の (h) 副項は撤回され、副項 (i)、(j)、および (k) は、それぞれ (h)、(i)、(j) に改番され、次のように読み替えられる。

第252項。条例、命令、および決議の発効日。

命令および決議は、市長の承認を必要としない限り、可決と同時に発効する。市長の承認を必要とする場合には、市長の承認または市長の拒否権の無効化により発効する。条例は、第253項に基づき採択された緊急条例を除き、公布から31日後に発効するものとする。また、以下の条例は、公布と同時に発効するものとする。



(a) 選挙の実施を命じる、またはそれに関連する条例。

(b) 市の年間税の課税または徴収に関する、またはそれに関連する条例。

(c) 街路、大通り、路地、裁判所またはその他の一般市民の場所に関して、名称、縁石線、勾配、改修、開口部、拡幅、直線化または拡張のいずれかを規定または変更する条例。

(d) 下水道または雨水排水路の建設に関する条例。

(e) 副項(c)および(d)に規定する目的のために私有財産に対する訴訟もしくは訴えの提起または実施、もしくはは地方税の課税もしくは徴収に関する条例。

(f) 公園、大通り、または遊び場のための土地収用に関する条例で、その費用を私有財産への地方課税によって支払うことを規定する法律または条例。

(g) 職階の創設、給与の設定、職員の雇用の認可、または雇用条件の規定に関する条例。

(h) 議会または教育委員会の区を設置する条例。

(h)(h) 本憲章第XI条に従い年金または退職給付を定める条例

(h)(i) 許可、権利または特権を付与する条例以外の契約を締結または承認する条例。

(h)(j) 市または市内の区の公債の販売または発行を制定または認可する条例。

第6項。Los Angeles市憲章第272項の副項(c)を次の通りに修正する。

(c) **役員会**。専属部門役員会、倫理委員会、消防・警察年金委員会、Los Angeles市職員退職年金制度管理委員会、水道・電力職員退職年金制度管理委員会、独立地区再編成委員会は、憲章により当該委員会に管理権限が与えられている政策および資金に関してのみ、訴訟においてクライアントの決定を行うものとする。

第7項。Los Angeles市憲章第273項の副項(a)を次の通りに修正する。

(a) **役員会**。専属部門役員会、倫理委員会、消防・警察年金委員会、Los Angeles市職員退職年金制度管理委員会、水道・電力職員退職年金制度管理委員会、および独立地区再編成委員会は、憲章により当該委員会に管理権限が与えられている政策および資金に関連する訴訟においてのみ、承認権または拒否権を有するものとする。その他のすべての訴訟の和解は、本条項(b)副項および(c)副項に従い行われるものとする。



第8項。Los Angeles市憲章第281項に、市書記の権限および義務に関する新しい副項 (h) が以下の通り追加される。

(h) 市書記は、本憲章および条例に規定される通り、独立地区再編成委員会に関連する職務を遂行するものとする。

第9項。メンバーの解任に関するLos Angeles市憲章第502項の副項 (d) は、次の通りに修正される。

(d) 解任。市倫理委員会および警察委員会以外の委員会または委員会のメンバーは、市議会の承認を得て市長により任命されるが、市議会の承認なしに市長により解任される場合がある。警察委員会のメンバーは市長により解任される場合があるが、解任されたメンバーは、解任後10暦日以内に議会にその処分について異議を申し立てることができる。異議申し立ての受理後10日以内に、議会は、議会の3分の2以上の投票により当該メンバーを復職させることができる。議会がこの期間内にメンバーを復職させなかった場合、控訴は却下されたものとみなされる。異議申し立てに対する措置は、解任されたメンバーの後任者の任命承認とは別の措置として行われるものとする。市倫理委員会のメンバーは、第700項に従って解任されることがある。独立地区再編成メンバーは、第483項に従って解任されることがある。

第10項。Los Angeles市憲章第514項 (b) 副項に新しい新副部門 (8) が追加され、独立地区再編成メンバーを市長と市議会の権限から免除し、市の部門、局、委員会の権限、義務、機能に移譲する権限を次のように規定する。

(8) 独立地区再編成委員会

第11項。Los Angeles市憲章第702項に、倫理委員会の義務および責任に関して、新しい副項 (m) が以下の通り追加される。

(m) 本憲章および条例に規定される通り、独立地区再編成委員会に関連する職務を遂行すること。

第12項。本憲章修正案のあらゆる項、条項、文章、句、部分が、管轄区域の裁判所または裁決機関によって違憲または無効と判断された場合でも、残りの項、条項、文章、句、部分は引き続き完全な効力を持ち続けるものとし、そのために本条項の各規定は分離可能であるものとする。さらに有権者は、違憲または無効とされた項、条項、文章、句、部分がなければ、本憲章修正案のすべての項、条項、文章、句、部分を可決したであろうことを宣言する。





LOS ANGELES統一学区のための独立地区再編成委員会。 憲章修正案LL。

Los Angeles統一学区における教育委員会地区の境界線を10年ごとに再び線引きする、独立地区再編成委員会を設けるよう、市憲章を修正するべきか？

公正な要約

著者：SHARON M. TSO、主任立法アナリスト

Los Angeles市(以下「市」)憲章(以下「憲章」)では、Los Angeles統一学区(LAUSD)教育役員会(以下「教育役員会」)の学区境界が10年ごとに引かれ、米連邦国勢調査に従い条例により採択されるプロセスを規定している。その規定後、これらの教育役員会区の境界は、すべての教育役員会メンバーの選挙、解任、および役員の空席の補充に使用される。現在は、指名された諮問委員会が、地区の再編成プロセスで議会にそれらの境界の変更を勧告している。最終的な地区境界線は議会と市長が決定する。

本法案は、連邦国勢調査の10年ごとに教育役員会の地区境界を採用する権限、義務、責任を持つ独立地区再編成委員会(以下「委員会」)の設立を義務付けることで憲章を修正するものである。委員会は、米国憲法、California州憲法、連邦投票権利法令に従い教育役員会の境界線を引く必要があり、また憲章およびその他の市の法律で定められた地区の再編成基準とプロセスに従う必要がある。

委員会は、選出議員の関与なしに、教育役員会の境界の策定において公平な態度で行動することが求められる。最終的な教育役員会区の境界は、委員会が単独で承認する。また、委員会は、地区の再編成について一般市民を教育し、情報を伝達し、公共の会議や公聴会を開催し、一般市民の意見を受理し検討し、地区の再編成プロセスに関して市に勧告し、市の法律で定められたその他の区の再編成機能を実行する。委員会のメンバーは、公共の会議以外で地区の再編成に関する事項について個人または組織と連絡を取ることを禁じられる。委員会は、市の法律で認められる限り、18歳未満の個人の委員会への参加を許可することができる。

委員会は選出議員の関与なしに選出され、14人の委員と4人の代理委員で構成される。委員会は、連邦国勢調査の後の10年ごとに、末尾が0となる年の4月1日までに設立される。委員会の各メンバーの任期は選出された日に始まり、次の委員会の最初のメンバーが選出された時点で満了する。委員会メンバーの資格と制限は次のとおり。

- 選出時点で18歳以上であり、LAUSDの居住者であること。



- 申請書提出の直前少なくとも3年間はLAUSDに居住していること。
- 協調性、市民参加経験、複雑なデータを分析する能力を実証する。
- 登録済み有権者または米国市民である必要は無い。
- 申請書提出前の少なくとも4年間、LAUSD職員またはLAUSD委員経験のない者。
- 本人またはその配偶者または家族が、California州選挙規約の独立地区再編成委員会の資格要件に関する規定に記載されている政治ロビー活動に以前に従事していない。
- 委員会メンバーは経済的利益およびその他の財務開示に関する声明を提出する必要がある。
- 委員会に所属している間は、教育役員会の選出メンバーまたは教育役員会の選出委員候補者を支持したり、その選出委員のために働いたり、ボランティア活動をししたり、選挙資金を寄付したりすることはできず、また、他の統治機関の区の再編成委員会に所属することもできません。
- 委員は、職務の重大な怠慢または職務上のその他の不正行為を理由に、委員会の3分の2の投票により解任される可能性があり、その場合、市倫理委員会に控訴することができる。
- 市書記は、委員会への申請プロセスを管理し、倫理委員会は、これを監督する。

この憲章修正は、有権者の過半数の承認が得られれば発効する。

財政的影響に関する声明 **著者: MATTHEW W. SZABO、市行政官**

本法案はLos Angeles (LAUSD) に10年ごとに14人のメンバーからなる独立地区再編成委員会を設立するものである。委員報酬は条例により定められるが、金額は現時点では不明である。この法案により、市書記と倫理委員会は委員の選出を支援する必要があり、市書記は委員会の通常機能に関連する管理タスクを支援する必要がある。委員の報酬は条例により定められ、市の各部門の管理費用は管理手続きが策定され次第、市の年間予算プロセスの一環として処理されるが、実際の費用は委員の作業量に応じて年ごとに異なる。部分年度費用は2028～29年度から始まると予想されており、市の一般基金に\$1,163,746の影響が及ぶと推定されている。2029年から2030年までの年間費用は\$2,485,756と見積もられている。委員会の存続期間中の累積コストは約 \$6,161,630になると予想される。コストはLAUSDが返金する。



憲章修正案LLに対する賛成意見

憲章修正案LL- Los Angeles統一学区のための独立地区再編成委員会 に賛成票を投じて下さい

Los Angeles統一学区 (LAUSD) の家族と学生には、政治的内部関係者ではなくコミュニティの代表を優先する地区の再編成プロセスが与えられるべきです。米連邦法では、人口の変化に応じて10年ごとに役員会の管轄区域の境界線を再設定することが義務付けられています。この地区の再編成プロセスにより、役員会の管轄区域の境界がどこに設定されるかが決まり、どのコミュニティがLAUSD役員会の代表となり、またどのコミュニティが沈黙させられるかが左右されます。

現在は、現職の政治家達が役員会の管轄区域の境界線を決定しています。このプロセスは、LAUSDがサービスを提供する生徒、家族、コミュニティに焦点を当てるのではなく、政治によって損なわれています。政治家ではなく、人々に地区の再編成をするための力を与える制度が必要です。

憲章修正案LLはLAUSD全体のコミュニティメンバーに重要な意思決定権を与え、その権限を政治家達の手から完全にもぎ取ります。 独立地区再編成委員会 は、California州の他の無数の管轄区域で十分に機能してきた、実績があり、信頼できる、無党派の改革組織です。LAUSD内の公平で公正な住民の皆さんが、公共からの意見に基づいて役員会の管轄区域の境界を定めることができます。

憲章修正案LLは：

- 独立地区再編成委員会に、政治家の影響を受けずにLAUSDの新しい地区の再編成計画を採用する完全な権限を与え、プロセス全体を通じて透明性を高く保ち公共からの意見を求めます
- LAUSD区内の都市や非法人コミュニティを含むすべてのコミュニティからの代表を確保します
- 利益共同体を保護し、役員会区で真の代表となれるようにします
- 区の不当な区割りを禁止し、候補者や政党に利益をもたらす区の操作を禁止します
- 現在のLAUSD学生の親と保護者が委員会に代表者を派遣することを保証します

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



- LAUSD利害関係者（若者や学生、学区職員や教師など）が参加できることを保証します

新委員会は2030年に重要な仕事を開始し、このプロセスから政治的影響を排除することになるでしょう。

憲章修正案LLに賛成票をぜひ投じて下さい!

憲章修正案LLの賛成意見に署名する人

COMMON CAUSE
Dan Vicuna
Director of Redistricting and Representation

JACKIE GOLDBERG
役員会長
Los Angeles Unified School District

TANYA ORTIZ FRANKLIN
役員会役員
Los Angeles Unified School District

HECTOR SANCHEZ
政務局長補佐官
Community Coalition

JOHN KIM
会長兼CEO
Catalyst California

DAVID LEVITUS
エグゼクティブ・ディレクター
LA Forward Institute

VANESSA ARAMAYO
CEO兼会長
Alliance for a Better Community

この法案の反対意見は提出されませんでした。

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章修正案LLに対する賛成意見としての反論

憲章修正案LLに賛成票を投じると、Los Angeles統一学区 (LAUSD) の生徒のご両親、ご家族、一般の人々が同地区の再編成を管理することが保証されます。

有権者が政治家を選ぶべきであり、政治家が有権者を選ぶべきではありません。憲章修正案LLは**地区の再編成のプロセスにおいてLAUSDの生徒とその家族の方を最優先**し、政治家が教育役員会の地区境界を不当に操作するのを防ぎます。賛成票を投じると、有資格かつ偏見のないコミュニティーメンバーで構成された独立地区再編成委員会がプロセスを主導することになります。コミュニティーメンバーはLAUSDコミュニティーの多様性を反映することで、政治家が自分の区を描こうとした時に生じる利益相反を排除します。

「真に独立地区再編成委員会を制定した管轄区域では、住民の参加率が高く、勝手な選挙区改定が少なく、区は政治家個人の利益ではなくコミュニティーを代表するものとなっている」- The Los Angeles Times

独立地区再編成委員会は、人々の利益を最優先に活動します。憲章修正案LLに**賛成票**をぜひ投じて下さい!

憲章修正案LLに対する賛成意見としての反論への署名者

CALIFORNIA COMMON CAUSE
Russia Chavis Cardenas
Voting Rights and Redistricting
Program Manager

LORAIN LUNDQUIST博士
元メンバー
2021 LAUSD Redistricting Commission

EDDIE ANDERSON牧師
2020年LA市の地区の再編成委員

KRISTINE WILLIAMS
副会長 - 戦略的イニシアチブ
Community Development Technologies Center

HENRY PEREZ
エグゼクティブ・ディレクター
InnerCity Struggle

LAURICE SOMMERS および MARY DICKSON
共同社長
League of Women Voters Greater Los Angeles

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、
憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は線を引いて表示する。

憲章修正案LL

第1項。Los Angeles市憲章第810～819項を次のように追加する。

Los Angeles統一学区のための独立地区再編成委員会

第810項。委員会の設立および目的。

(a) Los Angelesには、市憲章および条例により定められた権限、義務、責任を有する Los Angeles統一学区独立地区再編成委員会 (以下「委員会」) が設置されるものとする。

(b) 委員会の目的は、各種手続きに対して市民に参加およびアクセス権限を付与する、公正、透明、包括的かつ独立した地区再編成プロセスを通して統一学区の教育役員会の地区境界を策定することにより、Los Angeles統一学区の統治を強化することである。

第811項。委員会の組織、権限および義務。

(a) 委員会は14名のメンバーおよび4名の代理メンバーで構成されるものとする。

(b) 米連邦 が10年ごとに実施する国勢調査の後、10年ごとに新たな委員会が設立される。委員会 メンバーは、遅くともゼロで終わる各年の4月1日までに選出されるものとする。

(c) 委員会の各メンバーの任期は、当該メンバーが選出された日に始まり、次の委員会で最初の委員が選出された時に終了する。

(d) 委員会は下記の権限および義務を有する。

(1) 米連邦が10年に一度実施する国勢調査に従い、Los Angeles統一学区の教育役員会の境界を採択する。

(2) 憲章および条例により定められた地区再編成の基準およびプロセスを遵守する。

(3) 地区再編成プロセスの完全性および公平性を確保する公平な方法で行動する。

(4) 地区再編成について一般市民を教育し、情報を提供し、選挙区再編のプロセスへの一般市民の参加を求めると同時に奨励し、一般



市民がアクセス可能で、プロセス全体を通して市民が参加して意見を述べる機会が与えられる公的な会合および公聴会を開催する。

(5) 地区再編成事案に関して市長、市議会、および市倫理委員会に進言する。そして

(6) 条例で定められたその他の地区再編成機能を果たす。

(e) 委員会は、条例で定められたプロセスに基づいて選出された参加者が、条例で定められた権限と義務を持つ形で、委員会への若者の参加を認めることができる。

第812項。メンバー適格性および制限。

(a) 委員会の各メンバーは、条例により18歳より低い最低年齢が定められていない限り、18歳以上でなければならない。各メンバーは、選出時点でLos Angeles統一学区の居住者であり、申込書提出の直前までに少なくとも3年間Los Angeles統一学区に居住している必要がある。メンバーは、登録済み有権者または米国民である必要はない。

(b) 申込書を提出する直近4年間のいずれかの時点でLos Angeles統一学区の職員またはLos Angeles統一学区役員会のメンバーであった者は、委員会に申請する、またはメンバーを務める適格性を有さない。

(c) 本人またはその配偶者または家族が、以前、California選挙規約の独立地区再編成委員会の適格性要件に関する規定に記載されている政治活動およびロビー活動に従事していた場合、その者は、委員会への入会を申し込んだりメンバーを務めたりする適格性が無い。追加の資格要件が条例により定められる場合がある。

(d) 委員会メンバーとして申請する者は、協調スキル、市民活動の参加経験、および複雑なデータを分析する能力を実証する必要がある。

(e) 委員会メンバーは、委員会に所属している間、教育役員会または教育役員会の公職候補者を支持したり、その役職に就いたり、ボランティア活動を行ったり、選挙運動献金を行ってはならず、また、他の政府機関の地区再編成委員会に所属してはならない。

(f) 委員会のメンバーまたは前メンバーは、以下の事柄を一切行わないものとする。

(1) 教育役員会の選挙公職の候補者となること。ただし、メンバーが委員会ですべて最後に勤務した日から5年以上経過している場合、またはメンバーが委員会に選出された日から10年経過している場合のいずれか短い期間、を除く。



(2) 委員会が採択した地区境界を使用して選挙が行われる地区の、教育役員会の選挙に立候補すること。

(g) 委員会において最後に職務を行った日から4年間、または委員会に選出された日から10年間のいずれか短い期間、委員会のメンバーまたは元メンバーは、以下のいずれの行為も行ってはならない。

(1) Los Angeles統一学区の別の委員会への任命を承諾すること。

(2) 教育役員会のメンバーまたは選出教育役員会の公職候補者の有給職員として雇用される、またはコンサルタントとして報酬を受け取ること。

(3) Los Angeles統一学区との非競争入札契約を締結すること。

(4) 登録済みLos Angeles統一学区ロビイストとして活動すること。

(5) Los Angeles統一学区公職への任命を承諾すること。

(h) 委員会の代理メンバーは、他の委員会メンバーと同じ適格性要件、行動基準、および制限を受けるものとする。

第813項。メンバー選定および免職。

(a) 委員候補者を決定するプロセスは、末尾が9となる年の4月1日までに開始されるものとする。

(b) 市書記は、委員会への申請プロセスを管理し、市倫理委員会は、これを監督する。市書記および市倫理委員会は、上記の管理責任または監督責任を自分のスタッフまたはコンサルタントに委任することができる。

(c) 市書記は、委員会の申込プロセスに関する公表と認知を確実に行うため、サービスが行き届いていないコミュニティに働きかける努力と、条例で定められた複数の言語に対応する努力を伴うアウトリーチおよび教育プログラムを実施するものとする。市書記は、申請者の人口統計データを監視し、公開し、申請者プールに十分な数の適格な申請者が存在し、Los Angeles統一学区の多様性が適切に反映されるようにするため、合理的に必要な範囲でアウトリーチを強化する。

(d) 委員会の任務に就任する適格性要件を満たす有志者は、市書記に申込書を提出できる。市書記は、申込書を審査し、第812項 (a) から (c) で指定される客観性のある資格要件を満たす個人で構成される申請者プールを確立する。

(e) 市書記は、申請者プール内の個人名を公開審査のために公表し、一般市民が申請者プール内の個人の適格性に関する情報を提供できるプロセスを



確立するものとする。市倫理委員会は、一般市民から提供された情報を検討し、申請者リストから削除すべき個人がいるかどうかを決定する。

(f) 公開審査期間の後、市倫理委員会は、申請者プール内の個人の申込を評価し、第812項 (a) から (d) に規定の適格性要件を満たし、委員会選考プールに含める個人を決定する。委員会選考プールの確立後、市倫理委員会は、一般市民から情報を受け取り、委員会選考プール内の個人の有する適格性の継続性に関して判断を下す権限を有するものとする。

(g) 市書記は公的な会合で無作為抽選を行い、7つの教育役員会の各々の地理的地域に居住する者をそれぞれ1名選出する。この選考プロセスの結果、7つの教育役員会の各地理的地域からそれぞれ1名ずつ、合計7名の委員会メンバーが選出される。

(h) 選出された7名のメンバーは、委員会選考プールに残るすべての申請者の申込書を審査し、委員会の追加メンバー7名を選出する。これらの選考は、申請者の関連する経験と経歴、Los Angeles統一学区の近隣地域への精通度、公平性を保つ能力を基準とし、委員会がLos Angeles統一学区の多様性(人種、民族、性別、ジェンダー(性自認)、性的指向、年齢、収入、職業、地理的多様性)を確実に反映するために、一般公開の会合で、最初の7名のメンバーのうち3分の2の賛成票によって、公開講義で行われるものとする。ただし、この選出目的のために式または比率は適用されないものとする。これらの選出は、委員会の14名のメンバーのうち少なくとも4名を選出する時点で、彼らが、Los Angeles統一学区内の学校に通う生徒の親または保護者となるような方法で行われるものとする。

(i) 14名のメンバーが選出された後、委員会は、委員会選考プール内の残りの申請者の中から4名を代理メンバーとして選出する。代理メンバーの選出は、代理メンバー間の地理的多様性を確保するような方法で行われるものとする。

(j) 委員会は、重大な職務怠慢、職務上の重大な不正行為、職務遂行不能、第812項に規定されるメンバーの適格性要件および制限事項の遵守の不履行、正当な理由のない欠席、または透明性要件の遵守の不履行を理由に、メンバーを解任できる。この規定に基づく解任には、メンバーに公聴会の通知および書面ならびに公聴会での回答の機会を設けた後、メンバーの3分の2の投票が必要となる。免職されたメンバーは、委員会の決定に関して、市倫理委員会に不服を申し立てることができる。

(k) 委員会は、重罪で起訴されたメンバー、または第207項 (c) に規定される公務違反に関連する軽罪で起訴されたメンバーを直ちに解任することができる。この条項の下で行われる解任には委員会の3分の2の投票が必要である。免職されたメンバーは、委員会の決定に関して、市倫理委員会に不服を申し立てることができる。



(l) 委員会のメンバーが重罪について有罪を認めた場合、または不抗争の答弁をした場合、または有罪判決を受けた場合、そのメンバーの地位は空席となる。

(m) 委員会に欠員が生じた場合、委員会の議長は、公的な会合で無作為抽選を行い、メンバーを務める代理メンバー1名を選出するものとする。

第814項。地区の再編成基準。

(a) 委員会は、アメリカ合衆国憲法、California州憲法、および1965年の連邦投票権法に準拠した教育役員会の区画境界を採択するものとする。各区の母集団は、米連邦投票権法に従うために逸脱がやむを得ない場合、または法律で許可されている場合を除き、他区とほぼ同等であるものとする。

(b) 委員会は、副項 (a) の要件に従うことに加えて、以下の優先順位に規定される通りに以下の基準を使用して、教育役員会の区画境界を採択するものとする。

(1) 可能な限り、区画は、地理的に連続するものとする。隣接する隅の点のみで交わる領域は連続していないものと見なす。水により隔てられており、橋、トンネル、または定期運航フェリーサービスによって接続されていない領域は連続していないものと見なす。

(2) 本副項の前述の基準に反しない限り、地域の近隣性または現地のコミュニティの地理的一体性は、可能な限り尊重されなければならない。「利益共同体」とは、効果的かつ公正な代表を目的として単一の選挙区内に含まれるべき、共通の社会的または経済的利益を共有する集団を指す。利益共同体の特徴には、教育、公共安全、公衆衛生、環境、住宅、交通、社会サービスへのアクセスなど、共通の公共政策課題が含まれる。但し、これらに限定されない。利益共同体の特徴には、文化地区、共通の社会経済的特性、類似の有権者登録率および参加率、共通の歴史などが含まれる。但し、これらに限定されない。利益共同体には、政党、在任者、または政治候補者との関係は含まれない。

(3) 可能な限り、かつ本副項の前述の基準に反しない限り、区は、自然および人工の障壁、道路、またはLos Angeles統一学区境界によって区切られるものとする。区境界は、居住者が容易に識別でき、理解しやすくあるべきである。

(4) 本副項の前述の基準に反しない限り、遠方の人口を優先して近隣の人口地域が無視されることのないように、地理的なまとまりを可能な限り促進する形で地区を設定するものとする。



(c) 委員会は、在任者、候補者、または政党を優遇または差別する目的で区境界を制定してはならず、また、在任者または候補者の居住地は区境界の策定において考慮されないものとする。

(d) 区境界を採択する際に、委員会は、コミュニティと文化的関連性、経済的・文化的ランドマーク、資源など、その他の追加基準も検討しなければならない。その他の基準に関するすべての判断は、公的な会合で検討され、承認されるものとする。委員会による追加基準の検討は、副項 (a) から (c) までの適用可能な要件に準拠し、従属的に検討されるべきである。

(e) 委員会が教育役員会の区画の境界を採択した後、委員会は、多くの住民にとって居住する教育役員会の区画番号が可能な限り同じになるように、各教育役員会区画に番号を付けるものとする。

第815項。公的な会合、アウトリーチ、およびアクセス可能性。

(a) 委員会は、ブラウン法 (Ralph M. Brown Act) およびその他の適用される公開会議法を遵守するものとする。

(b) 委員会は、代表権の少ないコミュニティや英語を話さないコミュニティの住民を含め、住民による地区再編成プロセスへの参加を奨励するための措置を講じるものとする。

(c) 委員会は、地区の再編成プロセスの各段階で一般市民が参加し、意見を述べる機会が確保されるような形で、公聴会やワークショップを開催するものとする。

(d) 委員会は、委員会の会合において英語およびスペイン語でのライブ翻訳を提供するとともに、条例で定められる内容を提供するものとする。委員会は、米連邦法および州法で義務付けられ、条例で規定されている言語で、資料を提供するものとする。

(e) 委員会は、障害者および高齢者が委員会の会合や公聴会にアクセスし、十分に参加できるようにするために、アクセス可能プランを策定し、実施するものとする。委員会は、公聴会の開始前にこのプランを策定するものとする。

(f) 証言を提供する目的で、教育役員会メンバーは、一般メンバーと同じパブリックコメント手続きに従うものとする。

(g) 一方的な連絡。

(1) 委員会のメンバーは、公的な会合以外で、地区の再編成に関する事項についていかなる個人または組織とも連絡を取ってはならない。この規定は、他のメンバー、委員会スタッフ、法律顧問、または委員会が雇用するコンサルタントとの連絡を禁止するものではない。この規定



は、行政上の事項または一般市民向けの教育プレゼンテーションに関連する通信に関してまで、市の職員およびLos Angeles統一学区職員との連絡を禁止するものではない。

(2) 委員会のエグゼクティブ・ディレクター、区画設定スタッフまたは区画設定コンサルタント、および委員会が指名するその他の委員会スタッフは、公開会議以外で、教育役員会のメンバーまたは選挙で選ばれた教育役員会または市の役員、教育役員会または市の公職候補者、またはそのようなメンバーや候補者のスタッフと直接または代理人を通じて、地区の再編成に関する事項について連絡を取ってはならない。この規定は、行政上の事項または一般市民向けの教育プレゼンテーションに関連する通信に関してまで、市の職員およびLos Angeles統一学区職員との連絡を禁止するものではない。

(3) 市倫理委員会、市書記、または委員会メンバー選考プロセスに関与するその他の市部門のメンバーまたは職員は、選出された市役員、市公職候補者、またはそのような役員または候補者のスタッフと、選出プロセスが完了する前に、公開会議以外の場で、選出プロセスに関連するいかなる問題についても直接または代理人を通じて連絡を取ってはならない。この規定は、行政上の事項、法律に関する助言、または一般市民向けの教育プレゼンテーションに関連する連絡に関してまで禁止するものではない。

(4) 委員会は、ブラウン法 (Brown Act) に準拠し、本項の規定に抵触せず、委員会の一般公開の会合で採択される限り、連絡に関するその他の規則を採択することができる。

第816項。委員会の事業、管理、および人事の運営。

(a) 委員会の各メンバーおよび各代理メンバーは、California州政治改革法に基づき採択された委員会の利益相反規定における指定職員となり、法律で義務付けられている経済的利益の申告書およびその他の財務開示書類を、市倫理委員会に提出するものとする。

(b) いかなる公式な措置も、委員会の過半数の賛成投票を必要とする。但し、次の措置については委員会の3分の2の承認を必要とする。

- (1) 最終的な地区再編成プランの投票。
- (2) メンバー解任の投票。
- (3) 第813項 (h) に記述される7名の委員を選定するための投票。



(4) エグゼクティブ・ディレクター、区画設定コンサルタント、区画設定スタッフ、および委員会が主要スタッフとして指定したその他の役職を採用するための投票。そして

(5) 州法および市法に基づき委任できる範囲で、雇用または契約の権限の委任を承認するための投票。

(c) 委員会の代理委員は、委員会の審議に全面的に参加することはできないが、投票はできない。また、定足数の成立には数えられない。

(d) 委員会は1名の委員を委員会の議長として選出する。委員会は、メンバーから、その他の公職を指定できる。

(e) 草案および最終的な地区再編成プランのための区境界の設定に関する原則の検討は、公的な会合で行われ、委員会の投票により承認されるものとする。

(f) 委員会は、提案された区画設定の原則および提案された最終区画が委員会の公聴会または会議で検討される少なくとも7日前に、委員会のウェブサイトに掲載するものとする。

(g) 委員会は、エグゼクティブ・ディレクター、および再編成担当スタッフ、テクノロジー担当スタッフ、およびアウトリーチ担当スタッフを採用するものとし、その役職は本憲章の公務規定の適用を免除されるものとする。

(h) 委員会は、本憲章の契約規定に従い、条例で定める競争プロセスを通じてコンサルタントを採用する権限を有する。

(i) 市書記は、市が保有するリソースへのアクセス、市とLos Angeles統一学区の部門および職員との調整、および必要に応じてその他の管理事項に関して委員会を支援する。教育役員会の経営責任者は、委員会の支援も提供するものとする。

(j) 委員会は市検事を法律顧問として利用したり、市検事に委員会の法律顧問を雇うよう要請したりすることができる。

第817項。最終的な地区再編成プランの採択。

(a) 委員会は、末尾が1で終わる年は毎年、9月30日までに、新教育役員会の区画境界を確立する、最終的な地区再編成を採択するものとする。

(b) 委員会が副項 (a) で定める最終期限までに最終的な地区再編成プランを採択しない場合、市検事は、第814条に規定の地区の再編成基準に従い新教育役員会境界を定める命令を上級裁判所に直ちに申し立てるものとし、委員会



が最終版の区地区の再編成プランを採択するまで、その境界は教育役員会選挙に適用されるものとする。

(c) 委員会は、最終プランとともに、第814項に規定される地区再編成基準に準拠するために委員会が下した決定の根拠を説明する報告書を発行するものとする。

(d) 最終的な地区再編成プラン採択後、委員会は、当該プラン、最終報告書、およびその他の付随資料を市書記に提出し、この資料を委員会の地区の再編成ウェブサイトで公開する。

(e) 市書記は、委員会の最終的な地区再編成プランおよび報告書を、市のウェブサイトに掲載するものとする。市書記は、市の条例と同じ方法で、教育役員会の新しい区画境界の最終プランおよび説明を公表するものとする。

(f) 教育役員会の新しい区画を確立する最終的な地区再編成プランは、本憲章に規定される条例に従い、公表から31日後に発効される。

(g) 最終的な地区再編成プランは、市条例と同様、住民投票の対象となる。

(h) 地区再編成により、何らかの区境界または場所が変更されても、教育役員会のメンバーが選出された任期の満了前に、教育役員会のメンバーの任期が廃止されたり、終了したりすることはない。

(i) 委員会により採択された区境界は、法的要求を解決する場合または裁判所の命令に応じる場合を除き、米連邦が10年に一度実施する次回の国勢調査が行われるまで変更されないものとする。

(j) Los Angeles統一学区に併合または統合された地域は、委員会により隣接する単一の区または複数の区に追加されるものとする。この追加は、併合または統合手続きが完了した時点で有効となる。

第818項。委員会の資金調達。

(a) 市議会および市長は、委員会の設立および運営に必要な十分な資金を援助し、委員会の職員、コンサルタント、法律顧問への報酬、地区の再編成プロセスへの幅広い市民参加を求めるための啓蒙活動、および必要に応じて法的手続において委員会の行動を擁護する資金も提供するものとする。

(b) 市議会および市長は、委員会の設立、委員会への支援、および委員会の記録の保管に関与する市の全部門に資金を提供するものとする。

(c) Los Angeles統一学区は、委員会の設立および運営のために市(市の各部門を含む)が負担した費用を市に返済するものとする。

(d) メンバーは、条例に定める報酬を受取るものとする。



第819項。委員会の勧告。

(a) 委員会は、委員会の勧告を裏付ける調査結果、分析、およびデータを記載した報告書を市倫理委員会に提出することにより、市憲章およびに管理法規に記載される、独立した地区再編成プロセスの変更を勧告することができる。

(b) 市倫理委員会は、委員会の勧告を検討し、地区再編成に関する市憲章および管理法規を含む報告書を市議会に提出することができる。勧告に管理法規修正が含まれる場合、倫理委員会は、市検事の支援を得て、勧告された修正を実施するために必要な条例案も作成し、送付するものとする。

(c) 管理法規の修正。倫理委員会の報告書と、それに付随する地区再編成に関する管理法規修正を勧告する条例案が提出されてから60日以内に、市議会は、当該問題に関する公聴会を開催し、条例案を変更せずに承認するか、または不承認とするかを決定する。議会が60日以内に不承認としない場合、条例案は、市長に承認または拒否権行使を求めて提出され、市長が拒否権を行使した場合は、それを覆す目的で議会に提出される。市長が承認した場合、市長が行動を起こさない場合、または市長の拒否権を覆して議会が承認した場合、条例案は承認されたものとみなされる。

(d) 憲章修正案。地区再編成に関する市憲章の修正を勧告する倫理委員会の報告書は、次回の選挙で憲章修正案を有権者に提出できるように、市議会により適時検討されるものとする。市憲章の修正には、市の有権者の承認が必要である。

第2項。Los Angeles市憲章第802項は、次のように廃止される。

第802項。教育役員会地区の再編成。

(a) 条例による地区再編成。10年ごとに、議会は、条例によりLos Angeles統一学区を1から7までの番号で条例に指定された7つの学区に再編成するものとする。これらの地区は、条例の発効日以降、新地区が設立されるまで、教育役員会メンバーの解任を含むすべての選挙、および教育役員会メンバーの欠員の補充に使用されるものとする。

(b) 地区再編成委員会。役員会区の境界線の設定について議会に助言する地区再編成委員会が設置される。委員会メンバーは、教育役員会の各メンバーが1名ずつ、議会議長が4名、市長が4名ずつ任命する。第501(d)項の規定にかかわらず、議会議長が任命した者の1名および市長が任命した者の1名は、Los Angeles統一学区内かつ市の境界外に居住していなければならない。当該学区内の公職者または職員は、委員会に参加する資格を有さない。地区再編成委員会は、予算の承認に従い、理事およびその他の職員を任命するものとする。これらの公務は、憲章の行政事務規定の適用を免除されるものとする。



(c) **地区の再編成プロセス。**地区再編成委員会は、米国勢調査局が10年に一度実施する国勢調査のデータを発表する日より前に任命されなければならない。新委員会は、任命後に続いて行われる地区の再編成の前に、議会に助言するために任命される。委員会は、任命後いつでも、但し遅くとも2021年6月1日およびその日の10周年までに、地区再編成プロセスを開始するものとする。委員会は、地区の再編成プロセスを通して、一般市民の意見を求める。委員会は、条例で定める期日までに、議会に、地区再編成の提案書を提出しなければならない。

議会は、2021年12月31日までに、またその後は同日から10年毎に、地区の再編成条例を採択するものとする。本項のいかなる規定も、各区の形成直前の米連邦国勢調査で示されたLos Angeles統一学区の総人口、または議会が実質的に信頼できると判断したその他の人口報告や推定値に基づき、可能な限り均等な割合で各区を構成することを条件として、議会がより頻繁に地区を再編成することを禁止するものではない。

(d) **地区の再編成基準。**すべての区は、州法および連邦法の要件に従い設定され、実行可能な範囲で近隣地域およびコミュニティーをそのまま維持し、自然の境界線または街路線を活用し、地理的にまとまりがあり、また高校の通学区と一致したものとしなければならない。

(e) **在任者の地区の再編成への影響。**地区再編成により、何らかの区境界または場所が変更されても、教育委員会のメンバーが選出された任期の満了前に、教育委員会のメンバーの任期が廃止されたり、終了したりすることはない。

(f) **併合または統合。**地区の再編成条例の採択後にLos Angeles統一学区に追加された地域は、議会の条例により、隣接した連続した地区に追加されるものとする。

(g) **期間。**教育委員会のメンバーの任期は、第806項に規定される場合を除き、4年間とする。奇数番号の区から選出された役員会役員の任期は、1997年から4周年毎に開始され、偶数番号の区から選出されたメンバーの任期は、第806項に規定されている場合を除き、2020年に至るまで1981年から4周年毎に開始される。2020年より、奇数番号の区から選出された役員会役員の任期は、2020年から4周年毎に開始され、偶数番号の区から選出されたメンバーの任期は、2022年から4周年毎に開始される。教育委員会のメンバーとしての任期は、3期を超えないものとする。この任期数制限は、任期の残余期間が全任期の半分に満たない場合、その者の選出または任命の残余任期には適用されない。任期数制限は、2007年3月1日以降に始まる任期に対してのみ適用される。



第3項。Los Angeles市憲章第806項は、次のように読み替えられる。

第806項。教育役員会の任期。

(a) 教育役員会のメンバーの任期は、副項 (b) に規定される場合を除き、4年間とする。

(b) (a) 憲章の他の規定に関わらず、2020年から始まる新しい選出日に移行するために、2015年に選出された教育役員会のメンバーは、2020年12月に満了する任期のために選出され、2017年に選出されたメンバーは、2022年12月に満了する任期のために選出される。

(c)(b) 教育役員会メンバーの任期は、選挙日の翌年7月1日から2020年までとなる。2020年より、奇数番号の区から選出された教育役員会メンバーの任期は、2020年からの4周年毎に開始されるものとする。偶数番号の区から選出された教育役員会メンバーの任期は、2022年から4周年毎に開始される。教育役員会メンバーの任期は、選出後の次の12月の第2月曜日に開始されるものとする。

(d)(e) 教育役員会のメンバーとしての任期は、3期を超えないものとする。この任期数制限は、任期の残余期間が全任期の半分に満たない場合、その者の選出または任命の残存任期には適用されない。任期数制限は、2007年3月1日以降に始まる任期に対してのみ適用される。本副項の目的のために、第802項 (g) に規定する任期制限を除き、副項(b)(a)項に規定される2015年および2017年に選出された教育役員会メンバーの任期は、1期として数えるものとする。

第4項。本憲章修正案のあらゆる項、条項、文章、句、部分が、管轄区域の裁判所または裁決機関によって違憲または無効と判断された場合でも、残りの項、条項、文章、句、部分は引き続き完全な効力を持ち続けるものとし、そのために本条項の各規定は分離可能であるものとする。さらに有権者は、違憲または無効とされた項、条項、文章、句、部分がなければ、本憲章修正案のすべての項、条項、文章、句、部分を可決したであろうことを宣言する。



HH 市の統治、任命、選挙。 憲章修正案HH。

市憲章は次の点について修正されるべきか?委員会の被指名人が公職に就くことが確認される前に、会計情報の開示情報を提出しなければならない、市の請負業者について会計監査官の監査権限を明確にしなければならない、市弁護士 の 召 喚 権 限 を 拡 張 す る、 特 定 の 本 部 長 の 地 位 に つ い て 仮 任 命 す る 権 限 を 持 つ、発案請願にて提案された法のインパクトを評価するプロセスを設ける、市の統治、任命、選挙に関し、その他の変更や明確化を行う。

公正な要約

著者: SHARON M. TSO、主任立法アナリスト

Los Angeles市政府の基本法は市憲章に定められている。憲章では、市政府の構造、責任、機能、プロセス、および権限を定めている。市は、市の統治、任命、選挙に関して市憲章にさまざまな変更と明確化を提案している。市憲章は市の有権者の過半数の投票によってのみ修正できる。

法案は、市憲章を修正し、市の統治、任命、選挙に関する次のようなさまざまな変更と明確化を行うものである。

- 市議会メンバーが、報酬を受け取らない場合は共同権限機関の役員に就くことを認める。
- 提案される措置の不承認に関する市議会の投票規則を明確化する。
- 市基金を受け取ったり管理したりする請負業者や下請け業者の記録や人員にアクセスするための市会計監査官の監査権限を明確化する。
- 市検事の召喚権を拡大する、証人を召喚する、宣誓および断言を管理する、州法または地方法違反の調査過程で記録の提出を要求する権限を含めるが、市の事務局、部門、役員、または従業員を調査する権限は含めない。
- 市選挙の日付に関する古い文言を削除する。
- 発案請願の署名収集の期間と締め切りを明確化する。
- 市議会が条例の採択または廃止を決定する前、あるいは条例を有権者に提出する前に、市の事務局や部門が発案請願または住民投票請願により提案された条例の影響について報告するためのプロセスと期限を提供する。
- 賛成者が住民投票請願を取り下げること を 許可する。



- 市の役員会または委員会の被指名人は、市議会により承認される前に、倫理委員会に財務開示書を提出し、開示内容を市議会に提出することを要求する。
- 港湾委員会委員のうち2名は港湾地域内に居住し、1名はSan Pedroのコミュニティから、もう1名はWilmingtonのコミュニティから居住することを義務付ける。
- 公共説明責任局のエグゼクティブ・ディレクターが欠員になった場合に臨時エグゼクティブ・ディレクターを任命する方法を確立する。
- 年金制度または退職金制度の管理者に欠員が生じた場合に臨時管理者を選任する方法を確立する。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政的影響に関する声明 **著者：MATTHEW W. SZABO、市行政官**

本法案は、委員会やその他の市の役職への任命を含む、市の統治に関連する市憲章のいくつかの条項を修正するものである。また、本法案は、発案請願を通じて提案された法律の影響を評価するプロセスを確立し、市の請負業者に関する会計監査官の監査権限を明確化し、市検事の召喚状発行権限を拡大する。本法案では、変更を加えるための資金の充当は必要ないが、役割の明確化、手順の確立、市検事の召喚状発行権限の拡大により、市の諸部門の作業負荷が増加する可能性があり、この負荷を既存のリソース内で吸収できるかどうかはわからない。現時点では、影響を受ける部門にかかるコストを判断するには情報が不十分である。



憲章修正案HHに対する賛成意見

憲章修正案HHは市憲章の時代遅れの文言を取り除き、倫理上の抜け穴を塞ぎ、市の統治に待ち望まれていた改革をもたらします。

- 憲章修正案HHは、市検事が法律違反やその他の不正行為の可能性を調査する際に証人を召喚し、証拠の開示を強制する権限を与えます。現在の憲章の文言では、**Los Angeles**の住民に代わって正義を追求するために必要なツールを市検事は得られません。
- 憲章修正案HHが採択されると、市会計監査官には市基金を支出または受け取るすべての請負業者および下請業者の財務記録および人員にアクセスする権限が与えられます。市の請負契約は透明であるべきであり、市基金を受け取る者はその基金がどのように使われるかについて説明責任を負わなければなりません。
- 憲章修正案HHは、候補者の財務開示声明が倫理委員会、議会、および公共に提出されるまで、議会が市委員会への指名を承認することを禁止します。市委員会への指名が承認される前に、利益相反についてフラグを立てる必要があります。
- 憲章修正案HHでは、有権者の発案を制定するか、有権者が決定を下すための投票にかける前に、議会に30日間の猶予を与え、有権者の発案が及ぼす可能性のある財務的またはその他の影響を検討します。有権者は、提案された発案がどのような影響を与えるか、また、それにはどれくらいの費用がかかるかを事前に知るべきです。
- 憲章修正案HHは、**Los Angeles**港の運営の影響を最も受けるコミュニティの利益をより適切に代表するために、港湾委員会の構成を修正します。港は地域全体の経済の原動力として機能し、特に周辺コミュニティに影響を与えています。この法案が通れば、役員会に地元代表を参加させることが義務付けられ、港湾地域の住民、企業、労働者の関心や経験が高まり、公平性と公正性の向上が促進されます。

憲章修正案HHに賛成票を投じて下さい！

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章修正案HHの賛成意見に署名する人

PAUL KREKORIAN
市議会議員、第2区
City of Los Angeles

TIM MCOSKER
市議会議員、第15区
City of Los Angeles

この法案の反対意見は提出されませんでした。



憲章修正案HHに対する賛成意見としての反論

憲章修正案HHが通れば、市憲章を更新し、市統治改革に必要な多くの事を成すことができます。

憲章修正案HHは市検事に証人を召喚し民事訴訟における証拠の開示を要求する権限を与えます。

憲章修正案HHは市から支払いを受けている企業に対する有意義な監査を規定し、市の会計監査官にその記録へのアクセスを許可します。

憲章修正案HHは、市委員会に指名された人々の財務記録を、その人が承認される前に市議会が確認できるようにし、これによって投票発案が有権者に提出される前にその費用を確認する時間を与えます。

憲章修正案HHは、(Los Angeles港を統括する)港湾委員会に、港湾運営により直接影響を受ける港湾コミュニティに住む一般市民を含めることを義務付けています。

責任を果たし、説明責任があり、透明性のある統治に投票しましょう。

憲章修正案HHに賛成票を投じて下さい!

憲章修正案HHに対する賛成意見としての反論への署名者

PAUL KREKORIAN
市議会議員、第2区
City of Los Angeles

TIM MCOSKER
市議会議員、第15区
City of Los Angeles

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、
憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は線を引いて表示する。

憲章修正案 HH

第1項。Los Angeles市憲章第212項を次の通りに修正する。

議会のメンバーは、その職が評議会によって任命されるか、または議会による確認を受ける場合には、選出された任期中、他の公職に就くことはできない。本項は、議会のメンバーが報酬を受け取っていない場合、共同権限機関の役員会
で公務を行うことを禁止するものではない。

第2項。Los Angeles市憲章第244項を次の通りに修正する。

議会を進行するための定足数は、議員メンバーの3分の2とする。本憲章のいかなる規定も、欠員を補充する以外に定足数を満たすことができない場合には、第IV条に規定する方法でメンバーの欠員を補充するために必要な範囲で、出席するメンバーの過半数の投票により相対的少数のメンバーが議会を進行することを妨げるものではない。本憲章に別段の定めがある場合を除き、議会の行動は議会の全メンバーの過半数の投票によって行われるものとする。ただし、議会の全メンバーの過半数が承認または不承認を必要とする提案された行動に反対票を投じた場合、その投票は市議会の不承認を構成するものとし、不承認のための別の投票は不要とする。本憲章において、何らかの行為の遂行に議会の一定割合の参加が求められる場合、それは議会の全メンバーのその割合を意味するものとする。

第3項。Los Angeles市憲章第261項に、会計監査官の権限および義務に関する副項 (e) が以下のように修正される。

(e) 一般に認められる政府監査基準に従い、市の基金が受領または支出される専属部門を含む市のすべての部門および事務所を監査する。この機能を果たす目的で、市の資金を支出または受領している市の請負業者および下請業者を含むすべての部門の記録および人員にアクセスする権利を有する。各部門の業績、プログラム、および活動が定期的に監査されるよう監査サイクルを確立し、完成した監査報告書を速やかに市長、市議会、市検事に提出し、その報告書を一般公開する。

第4項。Los Angeles市憲章第271項に、市検事の権限および義務に関する新しい副項 (f) が以下の通り追加される。

(f) 本憲章の他の規定にかかわらず、市検事が執行権限を有する州法または地方法の違反を調査する過程で、市検事は、証人を召喚し、証人に出席および証言をさせ、宣誓および確約を執行し、証言を取り、書籍、書類、記録、その他の物品の提出を要求し、調査に関連する書面による質問への回答を要求する権限を有する。ただし、本副項により付与される権限には、市事務局、部門、公職また



は職員を調査する権限、または市事務局、部門、公職、または職員に文書または証言の提出を強制する権限は含まれないものとする。警察署長または条例で指定された他の公職は、そのような召喚状またはその他の書面による命令をすべて送達するものとする。議会は、召喚状に従わなかった場合、および証人が証言、証拠の提出、または書面による質問への回答を拒否した場合の適切な罰則を条例で定めるものとする。

第5項。Los Angeles市憲章第401項を次の通りに修正する。

(a) 2020年まで、市公職の職員および教育役員会の選挙については、予備指名選挙は毎年奇数年の3月の第1火曜日に続く第1火曜日に実施し、市会総選挙は毎年奇数年の5月の第3火曜日に行われるものとする。ただし、副項 (b) に規定する新しい選挙日への移行のため、2019年にはそのような選挙は行われないうものとする。

(b) 2020年より、市公職の職員および教育役員会の選挙については、予備指名選挙は毎年偶数年の3月の第1火曜日に続く第1火曜日に実施し、市会総選挙は毎年偶数年の11月の第1火曜日に続く第1火曜日に行われる。議会は条例により予備指名および市会総選挙を州全体の予備および総選挙と同日に開催できるよう異なる日を指定することができる。

第6項。Los Angeles市憲章第451項の副項 (b) 発案請願に関する文章を次の通りに修正する。

(b) 請願書に署名されるすべての氏名は、提出日の120日以内に確保されていなければならない。この期間外に提出された署名は、請願書の妥当性を判断する際に考慮されない。議会に提出する資格を得るには、市長が選出される前で、市書記が請願書の提出配布を承認する日以前に行われた直近の市会総選挙または予備指名選挙において、発案請願書に、市長職候補者全員に対して投じられた投票総数の15%に相当する数の同市の登録済み有権者による署名がなされていなければならない。市書記に届出が受理されるためには、当該請願書には表面上、必要な数の署名が添付されていることを明記しなければならない。

第7項。Los Angeles市憲章第452項の副項 (b) 発案請願に関する文章を次の通りに修正する。

(b) 市議会による条例案の採択を求める発案請願書が市書記によって市議会に提出された場合、請願書が賛成者により取り下げられない限り、市議会は提出後20日以内に以下のいずれかの措置を講じなければならない。

(1) 条例案を変更せずに採択する。

(2) 請願書に対する議会の措置から110日以上140日以内に特別選挙を実施し、その条例案を変更せずに市有権者の投票にかけるよう求める。もしくは



(2)(g) 条例案を、変更せずに、請願書に対する議会の措置の日から110日以上後に開催される特別選挙、次回の市通常選挙、または次回の州全体の選挙、あるいは請願に対する議会の措置の日から110日以上後に開催されるLos Angeles郡が実施する次回の州全体の選挙のいずれかで、市の有権者の投票にかけることを決定する。もしくは

(3) 市に対する財政的およびその他の影響についての報告書を得るために、条例案を部門または事務局に付託することができる。ただし、市議会は、提案された条例を報告書のために付託した後30日以内に、この副項の副部門の(1)または(2)に規定する措置のいずれかを講じなければならない。

第8項。Los Angeles市憲章第462項、住民投票請願に関する文章を次の通りに修正する。

(a) 住民投票請願の賛成者は、市選挙規約の手順に従い請願を取り下げることができる。

(b) 市書記が市議会に住民投票請願を提出する時、請願書が賛成者により取り下げられない限り、市議会は提出の20日以内に以下のいずれかの措置を講じなければならない。

(1)(a) 条例を撤回する。

(b) 一条例を住民投票にかける請願に対する議会の措置後110日以上、140日以内に特別選挙を実施するよう求める。もしくは

(2)(e) 条例を、請願書の認定日から110日以上後に開催される特別選挙、次回の市通常選挙、または次回の州全体の選挙、あるいは請願書の認定日から110日以上後に開催されるLos Angeles郡が実施する次回の州全体の選挙のいずれかで、承認または拒否を求める市の有権者の投票にかけることを決定する。もしくは

(3) 市に対する財政的およびその他の影響についての報告書を得るために、条例を部門または事務局に付託することができる。ただし、市議会は、条例案を報告書のために付託した後30日以内に、この副項の副部門(1)または(2)に規定する措置のいずれかを講じなければならない。

第9項。委員の任命に関するLos Angeles市憲章第502項の新しい副項 (e) を次の通りに修正する。

(e) 財務状況の開示。議会は、任命者の財務状況の開示が倫理委員会に提出され、議会に提出されるまで、当該の被指名人を承認してはならない。副項(a)および(b)にかかわらず、被指名人の財務状況の開示が倫理委員会に提出さ



れておらず、議会への任命の提出後45日以内に議会に提出されていない場合、その被指名人は不承認とみなされる。

第10項。Los Angeles市憲章第650項を以下の通りに修正する。

港湾役員会は、第502項の規定に従い5名の委員で構成され、任命および解任されるものとする。役員会には、San Pedro内に居住するメンバーが少なくとも1名、Wilmington内に居住するメンバーを1名含むものとし、Harbor区周辺の地域、その地域は条例で定義される。

第11項。Los Angeles市憲章第683条の副項 (b)は、公に対する説明責任局の事務局長に関して、次のように修正される。

(b) OPA (説明責任局) は、公務から免除されるエグゼクティブ・ディレクターが務めるものとする。エグゼクティブ・ディレクターは市民委員会により5年の任期で任命され、任命の際には議会と市長の指名が必要である。議会は条例により、市憲章第575項 (e) に規定の手順と同様の手順で、条例で規定された理由がある場合に限り、エグゼクティブ・ディレクターを解任できるものとする。市民委員会の構成及び選出方法は、議会が条例で定めるものとする。

市民委員会はエグゼクティブ・ディレクターの職位に欠員が生じた場合、任命により補充し、議会と市長の承認を受けるものとする。市長は、議会の承認を得て、欠員が補充されるまでの間、臨時のエグゼクティブ・ディレクターを任命することができる。ただし、臨時のエグゼクティブ・ディレクターは、市民委員会の承認なしに6か月を超えて同職に就くことはできない。

第12項。Los Angeles市憲章第1108項の年金および退職制度のゼネラルマネージャーに関する文章に、新しい副項 (d)を追加する。

(d) 仮任命。ゼネラルマネージャーの役職に欠員が生じた場合、その欠員が補充されるまで、役員会は6か月間の臨時ゼネラルマネージャーを任命することができ、その期間は市長および議会の同意を得てさらに6か月間延長できる。

第13項。本憲章修正案のあらゆる項、条項、文章、句、部分が、管轄区域の裁判所または裁決機関によって違憲または無効と判断された場合でも、残りの項、条項、文章、句、部分は引き続き完全な効力を持ち続けるものとし、そのために本条項の各規定は分離可能であるものとする。さらに有権者は、違憲または無効とされた項、条項、文章、句、部分がなければ、本憲章修正案のすべての項、条項、文章、句、部分を可決したであろうことを宣言する。



II 市の行政と運営。憲章修正案II。

市憲章は次の点について修正されるべきか？ El Pueblo歴史地区および動物園が公園の財産であることを明確化する、市の運営を支援するために部門が商品を販売できるかを明確にする、市による雇用に関しジェンダーの非差別ルールを含める、使用料と規則を定める空港委員会の権限を明確にする、市の行政と運営に関しその他の変更と明確化を行う。

公正な要約

著者：SHARON M. TSO、主任立法アナリスト

Los Angeles市政府の基本法は市憲章に定められている。憲章では、市政府の構造、責任、機能、プロセス、および権限を定めている。市は、市の管理と運営に関して市憲章にさまざまな変更と明確化を提案している。市憲章は市の有権者の過半数の投票によってのみ修正できる。

本法案は、市憲章を修正し、市の行政と運営に関する以下の事項を含むさまざまな変更と明確化を行うものである。

- 各部門が、商品や食品の販売など、収益を生み出す売店活動に従事し、部門の運営を支援する資金を調達できることを明確化する。
- 市の雇用における差別禁止に関する憲章の条項に性自認と性表現を追加する。
- 現在の慣行と一致するように、市憲章のさまざまな条項の「行政調査サービス事務局長」と「行政調査サービス事務局」の名称を「市行政官」と「市行政官事務局」に変更する。この変更により、影響を受ける憲章の条項がそれ以外に変更されることはない。
- 図書館およびレクリエーション局や公園局を含む各市の事務所や部門は、憲章、条例、その他の適用法で定められた規則に従い、翌会計年度中にその支援のために割り当てられた資金を支出する権限を持つことを明確化する。
- California州公文書法に従い、区画管理局の規則および規制の検査が可能であることを明確化する。
- レクリエーション・公園局が、公共公園の目的に沿った公共施設の建設および維持管理のためにLos Angeles統一学区に土地を賃貸者することを許可する。
- El Pueblo歴史記念碑とLos Angeles動物園は、レクリエーションおよび公園管理委員会の管理から外された後も公園専用の所有物であり続けることを明確化する。



- 港湾局、空港局、水道電力局のゼネラルマネージャーに代替役職の利用を許可する。
- 港湾局、空港局、水道電力局が発行する収益債に関連して電子署名を使用可能にすることを明確化する。
- 空港委員会が、商業所有者および個人所有者による航空および地上輸送の目的での空港資産の使用およびアクセスに関する料金、規則、規制を制定する権限を明確化する。
- 「Los Angeles世界空港」を空港部門の公式名として使用することを許可する。
- 人事部のウェブサイトやソーシャルメディアへの掲載を可能にするため、公務員試験の通知を担当する職員に関して柔軟性を与える。
- 公務員資格は複数の部署で同時に利用できることを明確化する。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政的影響に関する声明 著者：MATTHEW W. SZABO、市行政官

本法案は、市の様々な行政および運営慣行を正式化するために、市憲章のいくつかの項を修正するものである。この法案は、El Pueblo 記念碑と動物園が公園不動産であることを確認し、各部門が運営を支援するために商品を販売することを認め、雇用差別禁止規則に性自認項目を追加し、空港委員会が料金や規則を設定する権限を明記し、憲章で定められた行政調査サービス事務局の市行政官の名前をリセットする。上記の変更は、どの部門にも新たな権限を与えることなく、現在の慣行を正式なものにすることを目的としている。本法案では、変更を実施するために資金の充当は必要ありませんが、商品を販売したり、料金や規制を設定したりする部門では、収益の創出と徴収を支援するために追加のリソースが必要になる場合がある。現時点では、影響を受ける部門にかかるコストや、既存の慣行を正式化することで得られる収益額を判断するには情報が不十分である。



憲章修正案IIに対する賛成意見

憲章修正案IIは市のサービスをより効率的、透明かつ説明責任のあるものにするために市憲章を更新します。

昨年、市議会の市政改革に関する特別委員会は、市の全部門の管理者に対し、サービスの提供を改善するために市憲章を最新のものにするための提案を提出するよう求めました。

管理者の提案の多くは、この修正案に含まれている憲章の文言に対する技術的修正でした。その他の案は公共サービスに目に見える改善をもたらす見通しです。

とりわけ憲章修正案IIは

- Los Angeles統一学区とレクリエーション・パーク局との共同使用協定を許可し、サービスが行き届いていない地域の子供たちにさらに多くのレクリエーションスペースを提供します。
- 空港委員会が空港での地上輸送やその他の商業サービスを規制および管理するために料金を徴収することを許可します。
- 市が市施設で食品や商品の販売を行うことを許可することで、納税者に利益をもたらします。
- 電子署名などのデジタル技術の使用により、効率性をさらに向上します。
- すべての区画規則および規制は、California州公文書法に従い縦覧できるようにする必要があります。

憲章修正案 IIをまとめると：

- 子どもたちのためにより多くの公園スペースを用意する
- 空港を往来する地上交通の利便性向上
- 市の用紙および申込書をリモートでより簡単に記入する方法を導入する
- 市の行政機能や施設での飲食オプションがさらに増える

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



上記の内容は、市の各部署がより良いサービスを提供できるようにするために求めた変更です。市憲章の修正に投票することで今すぐ実行できる変更です。上記のいずれに対しても反論は難しく、この案に対して反対意見を提出した人はいません!

憲章修正案IIに賛成票を投じて下さい!

憲章修正案IIの賛成意見に署名する人

PAUL KREKORIAN
市議会議員、第2区
City of Los Angeles

この法案の反対意見は提出されませんでした。

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章修正案IIに対する賛成意見としての反論

憲章修正案IIは市の各部門や機関が貴方たち市民に対するサービスを改善できるようにするための変更を市憲章に加えるものです。この変更の多くは技術的性質を帯びており、長年の懸案でした。文字通り、この修正案に対する反対意見を提出した人は誰もいませんでした。なぜなら、その変更は単に市のサービスを改善するものだからです。

憲章修正案IIが通れば、公園が足りない地域に住む子供たちのためのレクリエーションスペースが増えます。

憲章修正案IIが通れば、空港を運営する企業から収益を集めて空港を改善し、より良質なサービスを受けられるようになります。

憲章修正案IIが通れば、市の施設やイベントで一般の人々が楽しめる食べ物、飲み物、商品の選択肢が増えます。

憲章修正案IIが通れば、デジタルテクノロジーを活用することで行政の効率化を図り、市の事務局まで車で移動したり、駐車したり、列に並んだりすることなく、市のさまざまな用紙や申請書に記入できるようになります。

市政府をより効率的に。憲章修正案IIに賛成票を投じて下さい!

憲章修正案IIに対する賛成意見としての反論への署名者

PAUL KREKORIAN
市議会議員、第2区
City of Los Angeles

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、
憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は線を引いて表示する。

憲章修正案Ⅱ

第1項。Los Angeles市憲章第104項副項 (g) を次の通りに修正する。

(g) **企業**。市は、憲章発効時に市が事業に従事しているか、または憲章の他の箇所**で事業に従事することが特に許可されていない限り**、当該問題について投票した市の有権者の過半数票が集まる場合を除き、純粹に商業的または工業的な事業に従事してはならない。本副項のいかなる規定も、食品および商品の小売販売権が市の運営や目的に合致し、それを支援する場合に、市が直接小売販売権を持つことを禁止するものではない。

第2項。Los Angeles市憲章第104項副項 (i) を次の通りに修正する。

(i) **非差別**。市の職員の雇用においては、人種、宗教、国籍、祖先、性別、性自認、性表現、性的指向、年齢、身体障害、または婚姻状況による選考や報酬の差別は一切行われない。

第3項。Los Angeles市憲章第201項を次の通りに修正する。

市の事務局とは以下を指すものとする。

市長事務局
市議会事務局
市検事事務局
会計監査官事務局
市行政調査サービス事務局市行政官事務局
市書記事務局
財務事務局

第4項。Los Angeles市憲章第210項の第一文を次の通りに修正する。

市会計監査官、市検事、財務官、市書記、市行政調査サービス事務局長、市行政官はそれぞれ補佐官または代理人を指名し、その職に欠員が生じた場合はその者が代理を務めるものとする。

第5項。Los Angeles市憲章第233項を次の通りに修正する。

市長は、一時的人員不足を解消する目的、または、いずれかの事務所または部門における一時的または季節的な要件によって生じた一時的な増員要件を満たす目的で、暦年あたり120日を超えない範囲で、指定事務所または部門か



ら、専属部門を除く別の事務局または部門に職員を一時的に異動させることができる。市長は、職員の異動が行われる時点で市書記に通知し、市書記は、議長、市行政調査サービス事務局長、市行政官、および行政事務委員に異動を通知するものとする。異動した職員の報酬は、異動期間中にその職員が異動した局または部門に負担させるものとする。関与する任命権者の誰かが一時的異動に対して書面で異議を申し立てた場合、市長がその異動を行うか否かを決定するものとする。

第6項。Los Angeles市憲章第290項の前の見出しの「市行政調査サービス事務局」という用語を「市行政官事務局」という用語に置き換えるように修正される。

第7項。Los Angeles市憲章第290項を次の通りに修正する。

市行政調査サービス事務局長市行政官は、第508項の規定に従い任命および解任されるものとする。市行政官局長は、市行政官局長職に任命される直前の10年以内に、経営役員レベルまたは行政レベルで5年間の経験を積んだことにより、管理および執行能力が実証されなければならない。市行政官局長は、本憲章および条例で認められる人数の範囲内で、補佐官人を任命および解任することができる。

第8項。Los Angeles市憲章第291項の第一文を次の通りに修正する。

局長市行政官は以下に対する権限を有し、義務を負う：

第9項。Los Angeles市憲章第291項の副項 (h) を次の通りに修正する。

(h) 市長の承認を得て、市行政調査サービス事務局市行政官事務局の管轄下にある事項を規定する規則および基準を定め、市のすべての職員および部門がこれに従うこと。

第10項。Los Angeles市憲章第291項の最終文を次の通りに修正する。

第292項に規定される場合を除き、本条項に規定されている市行政調査サービス事務局長市行政官の権限および義務は、専属部門には適用されない。

第11項。Los Angeles市憲章第292項を次の通りに修正する。

市行政調査サービス局長市行政官は、市政府のすべての任命された事務所、部門、その他の機関（専属部門を含むがこれに限定されない）の組織、方針、慣行の改善を目的とした行政管理の調査を実施し、さまざまな役職の職務、効率の方法および基準に関するプログラムを評価し、業績評価基準を開発するものとする。市行政調査サービス局長市行政官は、市長、議会、各部局および機関に対し、市政運営の経済性および効率性改善を促進する変更を勧告するものとする。

第12項。Los Angeles市憲章第293項を次の通りに修正する。

第213条にかかわらず、運営者と職員の関係に関する追加の責任、または他の部門、局、委員会が負わないその他の責任は、条例により市行政調査サービ



ス市行政官事務局に割り当てられる場合がある。その他の部門、局および委員会の責任は、第514項に従う場合にのみ、市行政調査サービス市行政官事務局に移管できる。

第13項。Los Angeles市憲章第311項副項 (a) を次の通りに修正する。

(a) 市長が定める時期（毎年1月1日まで）各部門または事務局、その他の市政府活動のトップである各役員会または役員は、自らの資金を管理する部門を除き、市長が定める様式および方法により、翌年度に各部門および事務局の適切な運営に必要な資金の詳細な見積書を市長に提出し、そのコピーを市議会および市行政調査サービス事務局長市行政官に提出しなければならない。上記の見積りには、統一された予算分類が含まれ、実行される機能と、その実行に必要な品目およびサービスが明確に示されるものとする。見積書には概要、スケジュール、裏付けとなるデータを添付する。前年度予算の増額を要求する部門長または局員は、どの分類に増額が必要かを示し、各分類の緊急の必要性の順位を付けるものとする。市長は、部門の局員または局長と協議した後、部門、事務所、または活動の最大額に基づいて改訂見積書を作成するよう指示して見積書を差し戻すことができ、その最大額は市長が定めるか、または市長が決定する追加の条件を付け加えるものとする。部門の局員または部長は、市長が指定した期日に、改訂された見積書を市長に提出し、その写しを議会および市行政調査サービス事務局長市行政官に提出しなければならない。

第14項。Los Angeles市憲章第311項副項 (c) を次の通りに修正する。

(c) 会計監査官は毎年3月1日までに、利子および減債基金、市または特別区の未払いの債券債務およびその他の法的義務に必要なと監査官が見積もる金額の詳細な明細書、ならびに罰金、ライセンスおよびその他の収入源から得られる収入の見積りを、議会および市行政調査サービス事務局長市行政官にその写しとともに市長に提出するものとする。

第15項。Los Angeles市憲章第320項を次の通りに修正する。

市の一般予算に規定される各事務局および部門、および一般基金からの予算で支援される範囲の図書館、レクリエーション、および公園部門は、憲章、条例、その他の適用法の規定に従い、翌会計年度中にその支援のために割り当てられた基金を支出する権限を有するが、法律で規定される通り、随時作成、提出、修正される計画支出プログラムに従ってのみ支出するものとする。市政府のいかなる部門または事務局も、割り当てられた金額を超えて支出を行ったり、負債を負ったりしてはならない。

第16項。Los Angeles市憲章第342項副項 (a) を次の通りに修正する。

(a) 条例で定められた金額を超えない譲渡については、市長の承認を得て、ただし、市長は当該譲渡が行われる時点で市書記に通知するものとし、市書



記は当該譲渡について議会議長、会計監査官、および市行政調査サービス事務局長市行政官に通知するものとする。

第17項。Los Angeles市憲章第343項副項 (d) を次の通りに修正する。

(d) **通知**。本項に従い資金の移動が行われる場合、移動を承認する当局は市書記に通知し、市書記は当該移動について議会議長、会計監査官、および市行政調査サービス事務局長市行政官に通知するものとする。

第18項。Los Angeles市憲章第508項副項 (d) を次の通りに修正する。

(d) **年次審査**。市長は、各最高行政責任者を毎年評価する。市長は、市行政調査サービス事務局長市行政官にガイドラインに関する勧告を行った後、議会が定めたガイドラインの範囲内で最高行政責任者の報酬額を設定または調整するものとする。

第19項。Los Angeles市憲章第508項副項 (f) を次の通りに修正する。

(f) **委員会により任命された最高行政責任者**。条例に基づき委員会により任命された最高行政責任者またはエグゼクティブ・ディレクターは、任命委員会により毎年審査されるものとする。当該委員会は、市行政調査サービス事務局長市行政官にガイドラインに関する勧告を行った後、議会が定めた給与ガイドラインの範囲内で最高行政責任者またはエグゼクティブ・ディレクターの報酬を設定または調整するものとする。委員会は評価と給与決定のコピーを市長と議会に転送し、情報を提供するものとする。

第20項。Los Angeles市憲章第561項の第三段落を次の通りに修正する。

最高区画管理者は、条例で規定された要件を実行するために必要で、当該条例と抵触または矛盾しない規則を採択することができる。すべての規則および規制は、California州公文書法の要件に従い、区画管理局内で閲覧可能となる。

第21項。Los Angeles市憲章第571項副項 (b) の節 (2) を次の通りに修正する。

(2) 警察署長を毎年評価し、市行政調査サービス事務局長市行政官から議会に給与ガイドラインに関する勧告がなされた後、議会が定める給与ガイドラインの範囲内で警察署長の報酬を設定または調整するとともに、評価および給与決定のコピーを参考のために市長および議会に転送する。

第22項。Los Angeles市憲章第594項副項 (c) を次の通りに修正する。

(c) **専用公園の制限および移動**。これまでまたは今後、公共公園として確保または指定されたすべての土地は、永久に公共の使用のために侵害されずに残されるものとする。ただし、役員会は、公園が果たす目的のために土地の使用を許可することができる。そして以下の場合：



(1) 市が所有する公益事業に関連して、市または市住民にサービスを提供するために必要かつ便利なあらゆる工事、改良、または構造物のための地役権または通行権。同様の状況下では、フランチャイズを保有する民間の公共事業体にも同様の許可が与えられ、その許可は当該フランチャイズの有効期間に限定される。上記の地役権または通行権は条例による規制の対象となる。

(2) Los Angeles郡、もしくはLos Angeles統一学区、California州、またはアメリカ合衆国への一期間のリースは、公共公園内の目的に合致する公共建築物の建設および維持管理のために、公共公園内の敷地を50年を超えない期間内で利用すること。

(3) 役員会が定める条件の下、公共の利用および敷地の享受を著しく損なわない方法で鋳物砂またはその他の天然資源を採取および処分すること。

(4) 役員会が管理する公園敷地内の道路またはその他の公共道路の開設、設置、および維持管理。

第23項。Los Angeles市憲章に第598項を、次の通りに新たに追加する。

第598項。El Pueblo de Los Angeles Historical MonumentおよびLos Angeles 動物園について。

(a) 以前にレクリエーション・公園局が管理・運営していた不動産、公共公園として提供されていた不動産、動物園として使用するために確保されていた不動産はすべて、永久に公共利用のために侵害されず残されるものとする。当該不動産は、条例で指定されるレクリエーション・公園局以外の部局により運営、管理、維持、および制御される場合があり、当該部局は、レクリエーション・公園局の不動産に対してレクリエーション・公園局委員会が有するものと同一の権限および義務を当該財産に対して有するものとする。

(b) 以前にレクリエーション・公園局が公共公園ならびにEl Pueblo de Los Angeles Historical Monumentを構成するものとして管理・運営していたすべての不動産はすべて、永久に公共利用のために侵害されず残されるものとする。当該不動産は、条例で指定されるレクリエーション・公園局以外の部局により運営、管理、維持、および制御される場合があり、当該部局は、レクリエーション・公園局の不動産に対してレクリエーション・公園局役員会が有するものと同一の権限および義務を当該財産に対して有するものとする。

第24項。Los Angeles市憲章第604項副項 (b) を次の通りに修正する。

(b) **年次審査。**各専属部門の役員会は、少なくとも年に一度、そのゼネラルマネージャーを評価し、市行政調査サービス事務局長市行政官から議会に対してガイドラインに関する勧告が行われた後、議会が定めるガイドラインの範囲内



でゼネラルマネージャーの報酬を設定または調整するものとする。役員会はその業績評価および給与決定のコピーを市長と議会に転送するものとする。

第25項。Los Angeles市憲章の第604項に、新たに副項 (d) を次の通りに追加する。

(d) 代替役職。各専属部門の役員会は、最高経営責任者またはエグゼクティブ・ディレクターを含むがこれらに限定されないゼネラルマネージャーの代替役職を指名できる。

第26項。Los Angeles市憲章第609項副項 (d) を次の通りに修正する。

(d) **競合入札または相対売買。**歳入債券は競争入札プロセスに従い販売されるものとする。ただし、歳入債券は、以下の条件に従い、手続条例で許可される通り、相対売買または部門および議会が承認するその他の方法で販売することができる。

(1) 部門の役員会は、部門の最高財務責任者が、その相対売買が部門に利益をもたらさずであろう理由を記した書面による勧告を受け、相対売買による歳入債の売却を承認する。

(2) 議会は、市行政調査サービス事務局長市行政官からの報告書を受領後、相対売却を承認する。

(3) 手続条例に定める通り、議会には、歳入債の相対売買のための引受会社を部門が選定したことを不承認にする機会が与えられる。

第27項。Los Angeles市憲章第609項副項 (g) の節 (3)、市の専属部門が発行する歳入債券に関して、以下の通りに修正する。

(3) 歳入債券の妥当性。本項に従い発行されたことを明記した歳入債券の有効性は、市憲章の他の条項に含まれるいかなる規定または制限によっても影響を受けないものとする。本項に従い発行される歳入債券に必要な署名は、ファクシミリ、もしくは自筆署名、または電子署名によって行うことができる。1996年6月1日現在の憲章第146条、第146.1条、第229条、第229.1条および第239条は、本項の採択後も、議会が本項に規定する手続条例を採択するまで、完全に効力を維持するものとする。

第28項。Los Angeles市憲章第632項副項 (a)、空港役員会の権限及び義務に関する規定は、次の通りに修正される。

役員会は下記の権限および義務を有する。

(a) **料金および手数料。**空港資産の使用および当該部門が提供するその他サービスに対する料金および手数料を決定し、徴収する。この徴収の対象には、



商業および民間事業者による航空および地上輸送の目的での空港資産の使用およびアクセスに対する料金の設定が含まれる。

(b) **規約と規制。** アメリカ合衆国が有する商業に関する権限に従い、市内外にある市が所有または管理する空港の使用と管理、および航空航行に伴うこれらの空港に近接する航空路と水路の使用を規定するすべての必要な規則と規制を制定し、施行する。 役員会が制定する規制は、これらの規則および規制に違反した場合の罰則を規定する条例により承認されるものとする。 これらの規約および規制には以下の対象が含まれるが、これらに限定されない。

(1) 航空航行および飛行を目的とする、またはこれらの作業に関連して便利もしくは必要な、すべての装置の上昇、着陸、係留、移動、保守、操作または使用。また、

(2) 空港内のあらゆる設備、機械、建物、構造物または改良物の設計、建設、保守、使用、調整および運用、ならびに空港内または空港上への掘削、障害物および交通の管理。また、

(3) 商業輸送サービス提供者によるアクセスを含む、空港敷地内の地上輸送の管理および規制。

(c) **空港の開発。** 部門が掲げる目的を果たすために必要または便利であるとみなされるすべての財産、改良物、公共設備、機器、消耗品または施設の購入、リース、買収、収用、設計、建設、維持、改良、修理および運営。当該収用権は議会の承認を得た場合にのみ行使される。

第29項。 Los Angeles市憲章に第637項を、次の通りに新たに追加する。

第637項。部門名。

空港部門はLos Angeles 世界空港としても呼称および認知される。

第30項。 Los Angeles市憲章第1001項副項 (a) の節 (14)、適用対象外役職に関する文章を次の通りに修正する。

(14) 市行政調査サービス事務局市行政官事務局のすべての副所長。

第31項。 Los Angeles市憲章第1007項、試験公告に関する文章を以下の通りに修正する。

各試験の日時、場所および概要は、公務規則に定めるところにより人事部長から通知されるものとする。

第32項。 Los Angeles市憲章第1010項に、新たに副項 (f) 公務員資格証明に関する文章を次の通りに追加する。



(f) 本項のいかなる内容も、任意の資格が複数の部門で同時に使用されることを禁止するものであると解釈されてはならない。

第33項。 本憲章修正案のあらゆる項、条項、文章、句、部分が、管轄区域の裁判所または裁決機関によって違憲または無効と判断された場合でも、残りの項、条項、文章、句、部分は引き続き完全な効力を持ち続けるものとし、そのために本条項の各規定は分離可能であるものとする。さらに有権者は、違憲または無効とされた項、条項、文章、句、部分がなければ、本憲章修正案のすべての項、条項、文章、句、部分を可決したであろうことを宣言する。



ER

市倫理委員会の権限と運営の独立性。憲章修正案ER。

市憲章は次の点について修正されるべきか？市倫理委員会の年度予算の最少額を設ける、費用に関する決定や雇用事案について委員会の権限を強める、限られた状況下で委員会が外部弁護士の助言を求めることを許可する、委員会メンバーの追加資格要件を課す、市議会が委員会の提案に対する公開聴聞会を開くようにする、市法の違反に対する罰則を増やす。

公正な要約

著者：SHARON M. TSO、主任立法アナリスト

倫理委員会は、市が高い効率性、透明性、公平性をもって業務を遂行していることを保証するとともに、市政と選挙プロセスに対する市民の信頼を築く目的でLos Angeles市に設立された。倫理委員会は、選挙資金、将来の請負業者や開発業者に関連する市の契約、政府倫理、ロビー活動に関する市法および州法を管理することが法律で義務付けられている。

2023年、市議会は市憲章の改革に着手した。この取り組みの一環として、倫理委員会は市議会に対し、委員会の権限と運営上の独立性を拡大し、委員会の方針とプロセスに関連する行政規定を更新するために市憲章を更新するいくつかの勧告を提出した。

法案は市憲章を以下の通りに変更する。

- 倫理委員会に指名される個人に関する禁止事項を追加し、任命権者の親族、他の市選出議員の親族、政治活動コンサルタント、または政治活動への大口寄付者の指名を禁止する。
- 委員会のメンバーとエグゼクティブ・ディレクターの任期中の資格要件を追加する。これには、市と契約を結んでいる、または市からの裁量による承認を求めている事業の所有権を持つこと、政治活動への大口寄付者として参加すること、政治活動で報酬を得て助言やサービスを提供することについての制限が含まれる。
- 倫理委員会の任命メンバーを任命権者が解任できるようにし、委員会の欠員を補充するための期間を30日から90日に延長する。
- 倫理関連の違反に対する罰金を\$5,000から\$15,000に増額し、消費者物価指数に応じて毎年この罰金額を調整する。
- 市憲章または市条例の規定違反に関して相当な理由があるかどうかをエグゼクティブ・ディレクターの指名者が判断できるようにする。



- 市議会が倫理委員会からの方針提案書に関する公聴会を180日以内に開くことを要求する。
- 市検事、市検事事務所、市検事の選挙運動に関わる問題、または特定の調査および執行問題など、限られた状況下で倫理委員会が外部の法律顧問を雇うことを許可する。
- 特別検察官のための委員会予算を\$250,000から\$500,000に増額し、市検事が利益相反を宣言した場合に委員会が承認されたリストから特別検察官を選出することを認める規定を更新する。
- 倫理委員会の年間運営予算として、2025-26年度から毎年最低\$7,000,000を割り当て、市議会がそうすることができない状況があると判断しない限り、市の前年度の収入に基づき毎年この割り当て額を調整する。
- 倫理委員会の予算の範囲内である限り、市公職や職員からの事前承認なしに倫理委員会による支出を承認する。ただし、市議会がそうしない状況があると判断した場合はこの限りではない。
- 倫理委員会に委員会のエグゼクティブ・ディレクターの給与を設定する権限を与え、その給与範囲を他の市ゼネラルマネージャーの給与範囲と一致するように調整する。
- 倫理委員会の職員を行政事務規定から免除する。
- 倫理委員会が承認済みの予算範囲内で運営されている場合、倫理委員会は採用凍結の対象から除外される。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政的影響に関する声明 **著者：MATTHEW W. SZABO、市行政官**

本法案は、市倫理委員会の最低年間予算を\$7,000,000(特別検察官の任命費用\$500,000を含む)に設定し、支出決定および採用問題に関する委員会の権限を拡大し、委員会が特定の状況下で外部の弁護士を雇うことを認め、市の法律違反に対する罰則を強化する。2025～26年に\$7,000,000に達するために必要な増額は、現行の予算から\$380,000と見積もられている。さらに、法案では、予算額は前年度における市の収入の変動に基づいて各財政年度ごとに調整されるものとしている。ただし、議会は、当該会計年度については調整を行うべきではないという緊急事態が存在すると判断する場合がある。必要な増額分を相殺する可能性があるのは、違反に対する罰金から生じる追加収入である。今後発令および徴収される可能性のある罰金の数と金額は、現時点では確定できない。



憲章修正案ERに対する賛成意見

憲章修正案ERで真の市政府の倫理改革に投票しましょう。この修正案が採択されると、市倫理委員会は倫理違反を調査する自由度が高まり、規則に違反した者に対する罰則を強化する可能性も生まれます。

近年、数人の市公職が汚職行為を犯して市民を裏切り、その職の地位を失墜させたため、法律に基づいて処罰されました。市職員および官職の大多数は誠実に職務を遂行し、市の倫理規定を尊重しています。ですが残念なことに、私腹を肥やしたり、自己の利益のために権力を乱用しようとする者もいます。

効果的な市政を運営するためには非の打ち所があってはならないのです。Los Angelesに住む人々は、政府に対する市民の信頼を損なうような違反行為を阻止するために、市倫理委員会を頼っています。

憲章修正案ERは倫理委員会の歴史上初の重要な倫理改革法案です。倫理違反に対して委員会が課することができる罰則を大幅に強化し、委員会の独立性が高まります。

とりわけ憲章修正案ERは：

- 該当する倫理法に違反した者に対する罰則を現行の3倍にします。
- 市と取引をする者、または市の行動に対して金銭的利害関係のある者が倫理委員会に参加することを禁止します。
- 選出議員が親族、選挙コンサルタント、または主要な選挙資金提供者を委員会に任命することを禁止します。
- 市議会に対して、委員会のすべての勧告を180日以内に検討するよう強制します。
- 特定の支出について市議会の承認なしに委員会が管理する最低限の年間予算を設定し、委員会が独自の法律顧問を雇用できるようにすることで、倫理委員会の独立性を高めます。

倫理の執行を強化し、市政府への信頼を回復しましょう！

憲章修正案ERに賛成票を投じて下さい。

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章修正案ERの賛成意見に署名する人

PAUL KREKORIAN
市議会議員、第2区
City of Los Angeles

この法案の反対意見は提出されませんでした。



憲章修正案ERに対する賛成意見としての反論

30年以上前、Los Angelesの人々は、公務員が真に市民に奉仕し、市の倫理規則に従うことを保証するために、市倫理委員会を設立することを投票で決定しました。30年ぶりに、私たちに倫理委員会を強化する機会が訪れました。憲章修正案ERは倫理委員会にさらに強い独立性を与え、利益相反から委員会を保護し、市の倫理規則に違反し、公共の信頼を乱す者に対する罰則を強化します。

憲章修正案ERは、倫理違反に対する罰則を3倍にします。委員会に独立した予算を与えることで、市議会にすべての支出の承認を得る必要がなくなります。また、委員会独自で弁護士を雇い倫理違反を調査し、委員会に助言できるようになります。

市倫理委員会を強化することで政府を改善しましょう。

市庁改革に賛成票を投じて下さい。憲章修正案ERに賛成票を投じて下さい！

憲章修正案ERに対する賛成意見としての反論への署名者

PAUL KREKORIAN
市議会議員、第2区
City of Los Angeles

NITHYA RAMAN
市議会議員、第4区
City of Los Angeles

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は線を引いて表示する。

憲章修正案ER

第1項。Los Angeles市憲章第700項副項(b)を、以下の通り読み替えるために修正する:

(b) **任命**。市長、市検事、会計監査官、議会議長、および議会の臨時議長は、それぞれ委員会に1名のメンバーを任命するものとする。すべての任命は、議会の過半数票による承認を受けるものとする。任命権限者は、自らの親族、または他の市選出公職、選挙コンサルタント、大口寄付者の親族を任命してはならない。本規定の目的のために、親族には配偶者、同棲パートナー、子供、親、兄弟姉妹、義理の家族などが含まれる。選挙コンサルタントには、過去12か月間に政治キャンペーンまたは市の公職者が管理する委員会に報酬を得て助言またはサービスを提供した個人が含まれる。大口寄付者には、過去12か月間に政治改革法に基づいて大口寄付者として認定された個人が含まれる。委員会の議長および副議長は、委員会で選出され、第503項に定める職務に就くものとする。

第2項。Los Angeles市憲章第700項副項(d)を、以下の通り読み替えるために修正する。

(d) **資格**。委員会の各メンバーは、市の登録済み有権者であるものとする。委員会のメンバーおよびエグゼクティブ・ディレクターは、任期中に委員会が決定を下した市の公職やLos Angeles統一学区の教育委員会の公職に立候補してはならない。但し、その公職の選挙が委員またはエグゼクティブ・ディレクターの任期満了から2年以上経過している場合には立候補できる。委員会のメンバーまたはそのエグゼクティブ・メンバーは、彼又は彼女の彼らの任期中、以下の行為を行ってはならない。

(1) その他の公職に就くこと。

(2) 市の選挙運動に参加または寄付すること。

(3) Los Angeles統一学区教育委員会のメンバーの選挙運動に参加または寄付すること。

(4) 市の公職やLos Angeles統一学区教育委員会のメンバーが立候補している選挙において、その候補者の支援や寄付を行うこと。または、

(5) Los Angeles市ロビイストとして登録する必要がある人物を雇用すること、またはそのような人物として雇用されること。

(6) 市と契約を結んでいる、または市から裁量的な承認を求めている事業の所有権を持つ行為(但し、上場企業の株式を除く)。または、個人的に市と契約を結んで有償サービスを提供する行為。

(7) 政治運動や市の公職者が管理する委員会に対して、報酬を得て助言またはサービスを提供する行為。または、



(8) 委員会に寄付をして、政治改革法に規定される大口寄付者としての資格を満たすこと。

第3項。Los Angeles市憲章第700項の副項(e)および(f)を、以下のとおり読み替えるために修正する。

(e) **解任。**委員会のメンバーに重大な職位怠慢、職務上の重大な不正行為、職務遂行能力の欠如、または本条項に対する違反があった場合、メンバーの任命権限者市長によって、議会の過半数の賛成を得て、または議会の3分の2の賛成票によって、解任することができる。但し、解任を求める理由を書面で事前に通知し、反論の機会を与えなければならない。

(f) **欠員。**委員会の欠員を補充するための任命は、当該役職の前任者を任命した同じ任命機関により90日以内に行われなければならない。欠員を埋めるための任命は、任命された者が引き継ぐメンバーの、残りの任期に対して行われるものとする。欠員が生じて、それ以外の残りのメンバーが委員会の権限を行使する権利は、損なわれないものとする。

第4項。Los Angeles市憲章第701項の副項(a)および (b)を、以下の通り読み替えるために修正する。

第701項。エグゼクティブ・ディレクター、委員会スタッフ、および権限の委任。

(a) 委員会は、委員会のポリシーおよび規則ならびに適用法に従って行動するエグゼクティブ・ディレクターを任命し、また解任する権限も持つ。エグゼクティブ・ディレクターは、委員会の意向に従って職務を遂行する。また、エグゼクティブ・ディレクターは、行政職規定の適用を受けず、彼、又は彼女の雇用に関して財産的権利を持たないものとする。委員会は、市の他のゼネラルマネージャーと同様の職務と責任を考慮した上でエグゼクティブ・ディレクターの給与範囲を設定し、その範囲内でエグゼクティブ・ディレクターの給与を毎年設定または調整するものとする。エグゼクティブ・ディレクターの給与は、市行政調査サービス局長がその職務と権限を精査・分析した上で提出する推奨に基づいて議会によって設定され、市長の承認を受けるものとする。エグゼクティブ・ディレクターは、10年以上その職に就くことはできない。

(b) エグゼクティブ・ディレクターは、委員会のスタッフメンバーを任命、解任し、その職務を定める権限を有する。委員会の事務職以外の職員は、エグゼクティブ・ディレクターの意向に従って職務を遂行し、行政職規定の適用を受けず、その雇用に関して財産的権利を持たないものとする。

第5項。第703項の見出しを、以下の通り読み替えるために修正する。

規則、規制、および提案

第6項。Los Angeles市憲章第703項副項(c)を、以下の通り読み替えるために修正する。

(c) 委員会がその管轄区域内の政策提案を議会に送付してから180日以内に、議会はその提案に関する公聴会を開催しなければならない。議会が180日



以内に公聴会を開催しない場合は、市書記が市議会の次回の定例会議で提案することを予定するものとする。

第7項。Los Angeles市憲章第706項副項(b)を次の通りに修正する。

(b) **相当な理由の所見、行政執行。** 委員会のエグゼクティブ・ディレクターまたはエグゼクティブ・ディレクターの指定代理人が、選挙資金、ロビー活動、利益相反、または政府倫理に関する憲章または市条例の規定に違反したと信じるに足る相当な理由があると判断した場合、エグゼクティブ・ディレクターまたはエグゼクティブ・ディレクターの指定代理人は、行政執行告発を発行し、送達するものとする。エグゼクティブ・ディレクターまたはエグゼクティブ・ディレクターの指定代理人委員は、申し立てられた違反行為について合理的な理由があると判断する少なくとも21日前に、違反したとされる者に対して、申立書または受取証明付きの書留郵便により通知し、証拠の概要を提示し、違反が行われたと信じる相当な理由があるかどうかを検討するために行われる手続きに、本人が出席し、かつ弁護士を立てる彼らの彼、または彼女の権利があることを知らせなければならない。違反の疑いのある者に対する通知は、送達日、書留郵便の受領証に署名された日、または書留郵便の受領証に署名がない場合には郵便局から返送された日に行われたものとみなされる。相当な理由を検討する目的で行われる手続は、違反の疑いのある者が委員会に手続を公開するよう書面で要請しない限り、非公開とされるものとする。

第8項。Los Angeles市憲章第706項副項(c)および(d)を、以下の通り読み替えるために修正する。

(c) **行政公聴会、命令および罰則。** 訴状が発行され送達された後、委員会は、違反の有無を判断するために公開証拠審問を開催しなければならない。委員会は、証拠審問で提出された実質的な証拠に基づき違反があったと判断した場合、違反者に対して以下を要求する命令を発行するものとする。

(1) 当該違反行為を中止する命令。

(2) 法律で要求される一切の報告書、陳述書、その他の文書や情報を提出する命令。

(3) 市の一般基金に対して、各違反につき以下の(A)と(B)のうち、どちらか大きな方の金額を支払う命令。最高15,000\$5,000ドルの罰金。但し、この金額は、毎年、消費者物価指数(CPI)の変動に応じて調整される。または、適切に報告されなかった、または違法に寄付、支出、提供、もしくは受領された金額の3倍。委員会は、違反が発生していないと判断した場合、その旨を記載した声明を公表するものとする。

(d) **機関の間の照会。** エグゼクティブ・ディレクターまたは指定代理人が正当な理由に関して正式な決定を下すかどうかに関わらず、その問題は、執行目的で別の適切な機関に照会される場合がある。

第9項。Los Angeles市憲章第708項を、以下の通り読み替えるために修正する。



第708項。法律事務。

市検事は委員会に法律事務を提供するものとするが、第275項に関わらず、委員会は、この項に規定する2つの状況下で必要に応じて委員会に助言を与え、委員会が指示する措置を講じるために、独自の法律顧問を雇用することができる。 第一に、275項に関わらず、委員会は、市検事とは独立して、委員会に助言を与え、市検事彼、または彼女の事務所または市検事彼、または彼女の選挙運動に直接関係する事項について委員会が指示する行動を取るためのスタッフ弁護士を雇用または契約することができる。 第二に、委員会は、特定の調査や執行に関する事項について、委員会の責任や義務を遂行するために、第706項に基づき独自の法律顧問を雇用することができる。 この第二の状況において、委員会および市検事は、委員会がこれらの法的事務のために 選択 できる 法律事務所 または検事の一覧を、承認するものとする。

第10項。Los Angeles市憲章第710項副項(a)、(b)、および(c)を、以下の通り読み替えるために修正する。

(a) 第 275項に関わらず、市検事が、市検事の彼、または彼女の事務所に利益相反の可能性があり、憲章違反の疑いのある事件を捜査または起訴すべきではないと判断した場合、市の条例もしくは規則、または選挙資金、ロビー活動、利益相反、政府倫理に関する法令に違反する行為があった場合、市検事は、市倫理委員会に通知するものとし、また、メンバーは、メンバー全員の5分の4以上の投票により、調査を実施するための特別 検察官の任命を要求することを決定することができる。予備調査の結果、違反行為が民事上の損害賠償または行政罰の訴訟のみで済むことが明らかな場合に、特別検察官は指名されない。

(b) 特別検察官の指名に関する委員会の要請は、特別検察官名簿から委員会が承認した3名の退職裁判官で構成される常任委員会に対して、毎年奇数年の初めに行われる。3名の裁判官は任命された特別検察官は、国民の名において刑事訴訟および民事訴訟を提起し起訴する権限を有する。

(c) 各財政年度に含まれる、市倫理委員会の予算には、本項に従い任命された特別検察官を支援するための支出として、50万ドル(500,000ドル)と、25万ドル(250,000ドル)の合計額が含まれるものとする。上記の資金がすべて財政年度の終了前に支出された、または支出される可能性がある場合、委員会は議会に要請できる追加の予算を要求できる。いかなる状況であれ、どの財政年度においても、契約に基づき特別検察官のために割り当てられるまたは用意される金額は、議会の承認なしに、50万ドル(500,000ドル)と25万ドル(250,000ドル)を超えてはならない。 議会は、委員会からの追加資金の要請を受領後30日以内(週末と休日を除く)に、その要請を承認、拒否、または修正することができる。 議会が当該期間内に行動しない場合、要請は、承認されたものとみなされる。 市長は、議会の行動または不作為について要請が承認されたものとみなされた場合、5日以内(週末および休日を除く)に行動を起こすものとする。 市長が議会の行動を拒否した場合、議会は、5日間(週末と休日を除く)以内に3分の2の投票でその拒否を覆すことができる。



第11項。 Los Angeles市憲章第711項を、以下の通り読み替えるために修正する。

第711項。 予算および支出。

(a) 2025～2026年財政年度予算より、議会は、委員会の年間運営予算として各年度最低700万ドル(7,000,000ドル)を計上するものとする。 予算額は、前年度における市の収入の変動に基づいて各財政年度ごとに調整されるものとする。 但し、市議会が、当該財政年度に調整を行うべきでない緊急事態が存在すると判断した場合、前年度の市の歳入の変化に基づき委員会の年間予算を調整する必要はない。 議会は、続く各財政年度の少なくとも1年前に委員会に基金を割り当てるものとする。

(b) 委員会の支出は、委員会の予算の範囲内であれば、市議会が緊急事態であると判断しない限り、市事務局または職員の事前の承認を必要としないものとする。 委員会は、支出に関連する市の適用要件、手続、および法律を遵守するものとする。

(c) 委員会は、議会が緊急事態であると判断しない限り、予算範囲内で運営されているならば雇用凍結の対象とならない。

第12項。 Los Angeles市憲章第1001項の副項(a)(13) は、倫理委員会のすべての役職が行政事務から免除されることを規定するために、以下の通り修正される。

(13) エグゼクティブ・ディレクターおよび市倫理委員会のすべての非事務職員。

第13項。 本憲章修正案のあらゆる項、条項、文章、句、部分が、管轄区域の裁判所または裁決機関によって違憲または無効と判断された場合でも、残りの項、条項、文章、句、部分は引き続き完全な効力を持ち続けるものとし、そのために本条項の各規定は分離可能であるものとする。 さらに有権者は、違憲または無効とされた項、条項、文章、句、部分がなければ、本憲章修正案のすべての項、条項、文章、句、部分を可決したであろうことを宣言する。



FF

LOS ANGELES 市の消防警察年金; 警察官。憲章修正案FF。

市憲章は次の点について修正されるべきか?警察、空港、港、レクリエーション、公園部門に雇用された警察官のメンバーシップとサービスについて、Los Angeles市職員退職システムからLos Angeles消防警察年金プランに移行することを許可する、そして過去の移行について、空港と警察部門のメンバーへの返金を含む関連費用を市が負担する。

公正な要約

著者: SHARON M. TSO、主任立法アナリスト

Los Angeles 市憲章 (以下「憲章」) では、宣誓警察官であり、市警察、空港、港湾、レクリエーションおよび公園部門で警察官の職務を遂行する特定の市職員は、Los Angeles市職員退職制度 (以下「LACERS警察官」) のメンバーであると規定されている。以前の憲章修正により、有資格の宣誓警察官のグループがLACERSからLos Angeles消防警察年金プラン (LAFPP) に移行することが認められた。市の他の宣誓警察官職員の大部分はLAFPPのメンバーである。職階6はLAFPPメンバー用の年金プランである。

この法案は憲章を修正し、2025年1月12日に現役で勤務しているLACERS宣誓警察官がLAFPPへの移管を一度だけ選択できる手続きを市議会に許可するものである。これには、以前の憲章修正に従いLAFPPへの移管を選択しなかったLACERS宣誓警察官も含まれる。

この法案は、Los Angeles空港警察官協会が代表する交渉団体と市の間で締結された合意書と一致している。この法案は、市のエグゼクティブ職員広報委員会が、現在LACERSのメンバーである市警察および港湾局の宣誓職員を含めるために講じた措置とも一致している。提案された法案は市憲章第11条第3部の特定の条項を修正するものである。この法案は、市議会に施行条例を採択し、Los Angeles管理法規に定められたLACERSプランの関連条項を修正する権限も与えている。

本法案には主に4つの構成要素がある。

- 2025年1月12日の時点で雇用されているLACERS宣誓警察官が、メンバーシップをLACERSからLAFPPの職階6に移管するという1回限りかつ取り消し不能な選択を行えるプロセスを提供することを市議会に許可する。これには、メンバーシップ取得時に、これまでのすべての勤務年数と拠出金がLACERSからLAFPPの職階6に移管することが含まれる。



- 市議会に対し、特定の6職階メンバーが残存する勤続年数および退職金拠出金をLACERSからLAFPPに移管するプロセスを提供する権限を与える。
- Los Angeles管理法規に従い、職階6のメンバーが市のサービスまたは職階6健康保険の一部を購入するために以前に支払ったすべての金額を、税法に準拠した方法で払い戻しすることをLAFPPに義務付ける。
- 市は、LACERS宣誓警察官をLACERSからLAFPP職階6に異動することに関連するすべての費用を支払うこと、およびこの憲章修正の改正に従い採択された関連条例に従い職階6メンバーに払い戻される金銭の全額をLAFPPに返済することを義務付ける。市の一般基金、空港、港湾、レクリエーションおよび公園部門は、年金プランのメンバーシップと以前のサービスの移行に関連するすべての費用を負担する。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政的影響に関する声明 著者：MATTHEW W. SZABO、市行政官

本法案により、現在警察、空港、港湾、およびレクリエーションおよび公園部門に雇用されている約460人の警察官および公園管理官は、Los Angeles市職員退職年金制度 (LACERS) からLos Angeles消防警察年金 (LAFPP) に年金プランの加入および勤務年数を移管できるようになります。この法案により、市はLAFPPに対し、移管に関連するすべての一時的費用と年間費用、および以前の選択的移管で市のサービスを購入した他のメンバーに払い戻す費用を支払うことが義務付けられる。一回限りの移管の推定費用は、移管費用1億600万ドルと払い戻し費用350万ドルを含めて1億950万ドルである。推定年間コストは630万ドルであり、給与の変更に応じて毎年調整される。

市の一般基金、空港収入基金、および港湾収入基金が、それぞれの影響を受けるメンバーのすべての費用を支払う。一般基金は、一時金として約2,300万ドルを支払い、給与変更に応じて毎年調整され、年間100万ドルを支払う。



憲章修正案FFに対する賛成意見

憲章修正案FFに賛成票を投じて下さい。

FF案は、市に雇用されている全警察職員に、どの部署に勤務しているかに関係なく、同じ年金制度に加入する機会を与えるというシンプルな法案です。警察職員は全員、同じ訓練と免許の要件を満たし、同様の機能を遂行し、同様のリスクに直面しなければなりません。同じ給付を受ける資格があるはずで

現在、Los Angeles警察署 (LAPD) に雇用されている警察官はLA消防警察年金 (LAFPP) の補償を受けており、港湾警察 (2004年以降) および空港警察 (2018年以降) の新規採用者も同様です。ただし、空港、港湾、レクリエーション・パーク局とLAPDに雇用されている警察職員の中には、LA民間職員退職制度 (LACERS) の対象になる人もいます。LACERSの対象となる警察職員の一部は、全員ではありませんが、より手厚い公安年金給付を受けています。これは、過去20年間にわたって州法と市憲章にさまざまな変更が加えられた結果です。

一部の警察職員に対して様々な年金制度と給付金が混在していることで、市に問題を引き起こしています。FF案が通れば、市の法執行機関間の異動に対する阻害要因は排除され、優れた人材が他の部署の職務に就けるようになるでしょう。また、同様の職員を対象とする年金カテゴリーを簡素化することで、市の管理負担も軽減されます。港湾警察および空港警察両方の公職の皆さんは、財政的影響を軽減するために、この変更にかかる費用に貢献しています。

FF案は公共安全と政府の効率性を高める、スマートで効果的なポリシーです。あなたが支援する価値があります。

このページに記載された論議は著者の意見であり、市の機関によって正確性はチェックされていません。



憲章修正案FFの賛成意見に署名する人

BOB BLUMENFIELD
Los Angeles市議会議員

KAREN BASS
Los Angeles市長

JOHN S. LEE
Los Angeles市議会議員

TRACI PARK
Los Angeles市議会女性議員

PAUL KREKORIAN
Los Angeles市議会議員

ANTONIO VILLARAIGOSA
前Los Angeles市長

MARSHALL E. MCCLAIN
会長
Los Angeles Airport Peace Officers Assn.

JOE LOSORELLI
Los Angelesチーフパークレンジャー

この法案の反対意見は提出されませんでした。



憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、
憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は線を引いて表示する。

憲章修正案FF

第1項。Los Angeles市憲章第1202項副項 (e) は、以下のとおり読み替えるために修正される。

(e) **部署の一員**: 消防署員または警察署員として宣誓を行った者であり、これらの用語は、各職階において定義されている。これらの用語には、憲章第1703、または第1709項に基づいて認められた選択を行う資格があったにも関わらず、Los Angeles市職員退職制度のメンバーとして残る警察署員として宣誓を行った者は含まれない。この用語には、いずれかの職階の規定に基づいてプランのメンバー資格を有する港湾局の宣誓を行った職員も含まれる。但し、2006年1月8日以前に任命され、憲章第1709項に基づいて認められた選択を行う資格があったにも関わらず、Los Angeles市職員退職制度のメンバーとして残った、宣誓を行った港湾局の職員は含まれない。さらに、この用語には、いずれかの職階の規定に基づいてプランのメンバー資格を有する空港の部門局の宣誓を行った職員も含まれる。但し、2018年1月7日以前に任命され、憲章第1704項または第1709項に基づいて認められた選択を行う資格があったにも関わらず、Los Angeles市職員退職制度のメンバーとして残った空港の部門局の職員は含まれない。最後に、この用語には、憲章第1709項に基づいてプランのメンバー資格を有するレクリエーション・パークの宣誓を行った職員も含まれる。但し、憲章第1709項に基づいて認められた選択を行う資格があったにも関わらず、Los Angeles市職員退職制度のメンバーとして残った、宣誓を行ったレクリエーション・パーク局の職員は含まれない。

第2項。Los Angeles市憲章第1700項を、以下の通りに読み替えるために修正する。

第1700項。職階6のメンバー資格。

(a) **任命された署長**。2011年7月1日以降にその職位に任命された警察署長、消防署長、または港湾監督官(局長)および2018年1月7日以降にその職位に任命された空港警察署長で、任命時にプランメンバーまたは退職プランメンバーではない者は、任命時に職階6のプランメンバーとなる。但し、任命から7暦日以内に、職階6のメンバーシップに代わり、Los Angeles市職員退職制度(LACERS)のメンバーとなることを選択するために、書面によるオプトアウト選択を消防・警察年金局に提出した者を除く。2011年7月1日以降にその職位に任命され、任命日には既に部署の一員であった署長は、署長に任命される前に所属していた職階のメンバーであり続ける。2011年7月1日以降に署長の職位に任命された退職プランメンバーは、職階6プランメンバーではなく、任命時にLACERSのメンバーとなる。任命後も退職プランメンバーとして受ける権利のあるすべての給付を現役分配を規定する連邦税法の許す範囲内で引き続き受けるが、署長としての勤務によってプランから追加的な給付の権利を得ることはない。任命日に既にプランメンバーであ



るチーフパークレンジャーは、任命前に所属していた職階のメンバーであり続ける。しかし、任命時にプランメンバーでないチーフパークレンジャーは、LACERSのメンバーとなるか、引き続きそのメンバーであり続ける。任命時に退職プランメンバーであるチーフパークレンジャーは、LACERSのメンバーとなり、任命後も退職プランメンバーとして受ける権利のあるすべての給付を現役分配を規定する連邦税法の許す範囲内で引き続き受けるが、チーフパークレンジャーとしての勤務によってプランから追加的な給付の権利を得ることはない。

(b) **指名されたメンバー。** 2011年7月1日以降に署長以外の部署の一員として任命される者は、(1) その者がLos Angeles市が運営する警察または消防アカデミー、もしくは消防士や警察官としての基本訓練を提供する同等の施設での訓練を修了した場合、または(2) 港湾局が必須とするアカデミー訓練を修了した場合、職階6プランのメンバーとなる。職階6プランのメンバーになると、そのメンバーは、役員会が採択した規則に従って、その訓練期間に対する勤務年数クレジットの購入を選択できる。

(c) **職階6プランのメンバーにならない者。** 本項の副項(b)、(f)、(g)、および(h)の規定に関わらず、

(1) 他の職階のプランメンバーであり、勤務の中断なく別の職位に任命された者は、その職位により本来であれば職階6のメンバー資格を得る場合でも、この新しい任命により職階6のメンバーにはならず、新しい任命前に所属していた職階のメンバーであり続ける。

(2) 2006年1月8日以前に港湾局の宣誓職に任命され、職階5または職階6への移行を選択せずLACERSのメンバーであり続けた者が、その後、港湾局の勤務を中断することなく別の港湾局の宣誓職に任命され、その職位により本来であれば職階6のメンバー資格を得る場合でも、その任命によって職階6のメンバーにはならず、LACERSのメンバーであり続ける。

(3) 他の職階から障害年金を受け取って退職し、その後、部署の一員として現役に復帰したプランメンバーは、職階6のメンバーにはならず、退職時に所属していた職階のメンバーに復帰する。

(4) 他の職階から勤務年金を受け取って退職し、その後、部署の一員として現役に復帰したプランメンバーは、職階6のメンバーにはならず、退職時に所属していた職階のメンバーに復帰する。

(5) 2018年1月7日以降に空港の部門局または消防署の宣誓職に任命され、職階6への移行を選択せずLACERSのメンバーであり続けた者が、その後、空港の部門局の勤務を中断することなく、空港の部門局の宣誓職または消防署の宣誓職に任命され、その職位により本来であれば職階6のメンバー資格を得る場合でも、その任命によって職階6のメンバーにはならず、LACERSのメンバーであり続ける。



(6) レクリエーション・パーク局の宣誓職に任命され、職階6への移行を選択せずLACERSのメンバーであり続けた者

(7) 2025年1月12日以降にレクリエーション・パーク局の宣誓職に指名された者

(d) **元メンバー**。辞職や解雇により職階のメンバーでなくなった元メンバーで、2011年7月1日以降に部署の一員として再任命された者は、職階6のメンバーとなる。そのような者が以前の勤務に対する拠出金の払い戻しを受けていない場合、職階6に含まれる「勤務年数」の定義がその者の勤務年数クレジットの権利に関して適用され、以前の勤務に対して追加拠出を行う必要はない。メンバーが以前の職階6から拠出金の払い戻しを受ける権利がなかった場合、その者が後にプランメンバーとして退職する際、以前の職階の規定に基づいて行った拠出金の払い戻しを受ける権利はない。その者が退職に伴って拠出金の払い戻しを受けた場合、以前の勤務期間に対する勤務年数クレジットの権利は、その者が以前払い戻された拠出金額を、退職日からプランメンバーとしての勤務開始日までの間に得られたはずの利息を加えた金額とともに消防・警察年金プランに返済することを選択し、実際に支払うことを条件とする。この利息額は、役員会が採択した規則に基づいて計算される。そのメンバーが返済を選択しない場合、第1702項(q)(l)および(q)(s)に記載される定義に関わらず、職階6内で使用される「勤務年数」という用語には、その者の再任命前の期間は含まれないものとする。

(e) **職階6への移行を許可する議会の権限**。議会は、条例によって、他の職階のプランメンバーが職階6に自発的に移行することを許可できる。但し、そのような移行は、プランに対して保険数理上、コスト中立であることが条件となる。本号に基づいて採択された条例は、この憲章1618項(b)に規定されている方法と同様の方法で採択されるものとする。但し、市議会は、提案された変更にする費用について、登録保険数理士から書面で助言を受けなければならない。

(f) **空港の部門局のメンバー**。この項の副項(b)に記載されている部署のメンバーに加えて、以下の者は、次に示す通り職階6のメンバー資格を有する。

(1) **2018年1月7日以降に任命された者**。2018年1月7日以降に、第1702項(d)で定義された空港の部門局のメンバーとして任命された者は、空港の部門局が必須とするアカデミー訓練を修了した時点で、職階6プランのメンバーとなる。職階6プランのメンバーになった際、メンバーは、役員会が採択した規則に従って、アカデミー訓練期間に対する勤務年数クレジットの購入を選択できる。但し、購入の対象となるのは、当該訓練期間中にその者がパートタイム・季節雇用・臨時雇用者向け年金貯蓄プランのメンバーであった場合に限られる。2018年1月7日以降に任命された空港警察署長は、第1700項(a)に定められた適格要件を満たす場合に限り、任命時に職階6のメンバーにならないことを、書面で取消不能条件で選択できる。

(2) **2018年1月7日より前に任命された者**。2018年1月7日より前に第1702項(d)で定義された空港の部門局のメンバーとして任命され、同日



時点で第1702項(d)で定義された空港の部門局のメンバーとして雇用されている者は、以下の条件に基づき、およびこの規程を実施する為に市議会が採択した一切の条例に定められている条件に基づき、LACERSのメンバーシップに代わり職階6プランのメンバーとなることを、書面で取消不能条件で選択できる。但し、いかなる者も、空港の部門局で必須とされるアカデミー訓練を修了するまでは職階6プランのメンバーにはならないものとする。指定された期間内に選択を提出しない者はLACERSのメンバーとして継続し、その後、空港の部門局の勤務を中断することなく空港の部門局の宣誓職や消防署の宣誓職に任命された場合で、職階6プランのメンバーになることが要求される職位であっても、LACERSのメンバーであり続ける。

(g) 港湾局のメンバーおよび元公共安全局警察署のメンバー。この項の副項(b)に記載されている部署のメンバーに加えて、港湾局の宣誓職員および以前公共安全局での継続的な勤務により警察署の宣誓職員となった者は、市議会がこの規程を実施するために採択した条例に従い、LACERSのメンバーシップに代わって職階6プランのメンバーとなることを書面で取消不能条件で選択できる。条例で指定された期間内に選択を提出しない者は、LACERSのメンバーであり続け、その後、勤務を中断することなく別の宣誓職員に任命され、その職位が本来職階6プランのメンバーになることを要求するものであった場合でも、LACERSのメンバーであり続ける。

(h) レクリエーション・パーク局のメンバー。この項の副項(b)に記載されている部署のメンバーに加えて、レクリエーション・パーク局の宣誓職員は、市議会がこの規程を実施するために採択した条例に従い、LACERSのメンバーシップに代わって職階6プランのメンバーとなることを、書面で取消不能条件で選択できる。条例で指定された期間内に選択を提出しない者は、LACERSのメンバーであり続け、その後、勤務を中断することなく別の宣誓職員に任命され、その職位が本来職階6プランのメンバーになることを要求するものであった場合でも、LACERSのメンバーであり続ける。

(i) 本副部門項(f)(2)、(g)、または(h)に基づいて行われる全ての選択は、選択に関連するサービス購入、拠出金、および選択の費用に関する全ての要件を含む、第1703、1704、または1709項の各項に基づいて、議会より承認された条例の要件を満たさなければならない。

(j) 職階6の障害年金と職階6の遺族年金に関連する第1706項および第1708項、ならびに部署メンバーの労災補償の受領の影響に関連する第1212項の目的のために、本副項部門(f)(2)、(g)、または(h)に基づいて移行した職階6プランのメンバーは、第1703、1704、または1709項、およびそれらの第1704項に基づいて議会によって採択された条例に基づき、第1202項(e)項で定義される部署メンバーと見なされるものとする。その者が雇用時に実際には職階6プランのメンバーでなかった場合であっても、第1703、1704、または1709項、およびそれらの第1704項に基づいて議会によって採択された条例に従って勤務年数クレジットを受ける全ての雇用



期間中、この扱いが適用される。この規程の趣旨は、その者がこれらの項の目的において、雇用時に部署メンバーと見なされることであり、職階6の規定に基づいて付与される障害年金または遺族年金の額が、第1212項に定められた通りに減額されるようにすることである。

第3項。Los Angeles市憲章第1702項の副項(d)および(q)が修正され、新たな副項(e)が追加され(e), (f), (g), (h), (i), (j), (k), (l), (m), (n), (o), (p), (q), (r), (s)が、それぞれ(f), (g), (h), (i), (j), (k), (l), (m), (n), (o), (p), (q), (r), (s), (t)に再番号付けされ、以下の通りに読み替えられる。

第1702項。定義。

第3部の消防・警察年金プランの一般規程で定義されている用語やフレーズに加え、この職階6の目的において以下の用語やフレーズは、文脈上、明確に異なる意味が示されていない限り、この項で示される意味を持つものとする。

(a) **消防署のメンバー**。消防署のメンバーとは、消防署長および消防署において消防士の任務を遂行するために、憲章の規定もしくは公務員規則に基づき、またはその両方に基づき、正規の試験採用および本採用のために任命され、かつ試用期間の勤務を要するが緊急や臨時の採用には適用されない規則の下で正式かつ継続的に任命された者を指す。これには、いかなる給与や部局の条例において、どのような名称でその者が記載されていようとも、消防署のメンバーとしての給与が支給される者が含まれる。ただし、そのような者は、退職、辞職、除隊、またはその他の理由によってそのような者としての地位が終了するまで、消防署のメンバーとされる。

(b) **警察署のメンバー**。警察署のメンバーとは、警察署長および警察署において警察官の任務を遂行するために、憲章の規定もしくは公務員規則に基づき、またはその両方に基づき、正規の試験採用および本採用のために任命され、かつ試用期間の勤務を要するが緊急や臨時の採用には適用されない規則の下で正式かつ継続的に任命された者を指す。これには、いかなる給与や部局の条例において、どのような名称でその者が記載されていようとも、警察署のメンバーとしての給与が支給される者が含まれる。但し、その者の警察署員としての地位は、退職、辞職、解雇、その他の理由により終了するまでの間のみ、警察署のメンバーとされる。

(c) **港湾局のメンバー**。港湾局のメンバーとは、港湾監督官および港湾局において、憲章の規定もしくは公務員規則に基づき、またはその両方に基づき、請求書の試験採用および本条最小のために任命され、かつ試用期間の勤務を要するが、緊急や臨時の採用には適用されない規則の下で正式かつ継続的に任命され、刑法第830.1項に従って宣誓職し、港湾局のために警察業務を遂行する者を指す。これには、いかなる給与や部局の条例においてどのような名称でその者が記載されていようとも、港湾局のメンバーとしての給与が支給される者が含まれる。但し、その者の港湾局員としての地位は、退職、辞職、解雇、その他の理由によって終了するまでの間のみ、港湾局のメンバーとされる。



(d) **空港の部門局のメンバー。** 空港の部門局のメンバーとは、空港警察署長、空港警察副署長、空港安全局長、および憲章の規定もしくは公務員規則に基づき、またはその両方に基づき、正規の試験採用および本採用のために任命され、かつ試用期間の勤務を要するが緊急や臨時の採用には適用されない規則の下で正式かつ継続的に任命され、刑法第830.1項に従って宣誓し、空港の部門局のために警察業務または消防業務を遂行する者を指す。これには、給与や部局の条例においてどのような名称でその者が記載されていようとも、部門のメンバーとしての給与が支給される者が含まれる。但し、その者の部門のメンバーとしての地位は、退職、辞職、解雇、その他の理由により終了するまでの間のみ、部門のメンバーとされる。

(e) **レクリエーション・パーク局のメンバー。** レクリエーション・パーク局のメンバーとは、チーフパークレンジャーおよびレクリエーション・パーク局において、憲章の規定もしくは公務員規則に基づき、またはその両方に基づき、正規の試験採用および本採用のために任命され、かつ試用期間の勤務を要するが緊急や臨時の採用には適用されない規則の下で正式かつ継続的に任命され、刑法第830.31項に従って宣誓職し、レクリエーション・パーク局のために警察業務または消防業務を遂行する者を指す。これには、給与や部局の条例においてどのような名称でその者が記載されていようとも、レクリエーション・パーク局のメンバーとしての給与が支給される者が含まれる。但し、その者のレクリエーション・パーク局員としての地位は、退職、辞職、解雇、その他の理由により終了するまでの間のみ、レクリエーション・パーク局のメンバーとされる。

(e)(f) **職階6プランのメンバー。** 職階6プランのメンバーとは、部署のメンバーであり、その年金権利および給付が職階6によって管理される者を指す。職階6を管理する規程の目的において、プランのメンバーという用語は、特に文脈上他の職階6のメンバーを指す、またはそれらを含む場合を除き、通常は職階6プランのメンバーを指す。職階6プランのメンバーの地位は、第1700項の条項によって制限を受ける。

(f)(g) **適格遺族配偶者。** 適格遺族配偶者とは、職階6プランのメンバーと以下の条件で結婚していたものを指す。

(1) 職階6プランのメンバーである間に業務外で死亡した者と、死亡日の少なくとも1年前から結婚していた者、または

(2) 職階6プランのメンバーが業務中に死亡した場合、死亡日の時点で結婚していた者、または

(3) 職階6プランのメンバーが勤務年金または業務外障害年金で退職する有効日の少なくとも1年前から結婚していた者、または

(4) 職階6プランのメンバーが業務関連の障害年金で退職する有効日の時点で結婚していた者、または



(5) 職階6プランのメンバーが軍務休暇中に業務外で死亡した場合に、死亡した日の時点で結婚していた者。

さらに、そのメンバーの死亡日の時点で、そのメンバーの登録された同棲パートナー（州に登録されているか、またはプランに申請されている）または配偶者であった者。

州法により必要とされる範囲において、他の法域で結婚以外の合法的な結びつきが有効に成立し、州登録の同棲パートナーシップと実質的に同等であると認められる同性の二人は、このプランの目的において配偶者と同様に扱われるものとする。これらの目的のために、結婚の日付に関するいかなる言及も、他の管轄区域における法的な結合の日付を指すものと見なされる。

(g)(h) **適格な存命の同棲パートナー**。適格な存命の同棲パートナーとは、Los Angeles 管理法規第4.2204項に規定されているように、職階6プランのメンバーとの同棲パートナーの宣誓書が、消防および警察年金委員会に提出されている者、または職階6プランのメンバーとの同棲パートナーシップが、州に登録されている者を意味する。

(1) 職階6プランのメンバーである間に業務外で死亡した者と、死亡日の少なくとも1年前から同棲パートナーの関係であった者、または

(2) 職階6プランのメンバーが業務中に死亡した場合、死亡日の時点で同棲パートナーの関係を持っていた者、または

(3) 職階6プランのメンバーが勤務年金または業務外障害年金で退職する有効日の少なくとも1年前から同棲パートナーの関係を持っていた者、または

(4) 職階6プランのメンバーが業務関連の障害年金で退職する有効日の時点で同棲パートナーの関係を持っていた者、または

(5) 職階6プランのメンバーが軍務休暇中に業務外で死亡した場合に、死亡した日の時点で同棲パートナーの関係を持っていた者。

さらに、そのメンバーの死亡日の時点で、そのメンバーの登録された同棲パートナー（州に登録されているか、またはプランに申請されている）または配偶者であった者。

(h)(i) **適格な遺族**。適格な遺族とは、適格な存命の配偶者または適格な存命の同棲パートナーを意味する。

(h)(j) **子供**。「未成年の子」とは、亡くなった職階6プランメンバーまたは引退した職階6プランメンバーの子供または養子を指すが、その者が18歳に達するか、または結婚するまでのいずれか早い方まで「未成年の子」とされる。ある者が、役員会の決定する全日制の学生として学校に在籍している場合、22歳に達するま



で、この職階6で規定された未成年の子に対する給付資格を更に得ることができ
る。しかし、その者が結婚した場合、未成年の子としての給付権利は終了する。

(h)(k) **扶養児**。扶養児とは、亡くなった職階6プランメンバーまたは亡くなっ
た引退済みの職階6プランメンバーの子供であり、21歳未満の時に、いかなる理
由や原因であれ、生計を立てることができなくなる障害を持った者を指す。但し、
その者が生計を立てることができるようになった時点で、扶養児としての資格を
失う。22歳になる前に障害が終了した場合、副項(h)(l)に定められた制限が適用さ
れる。

(h)(l) **扶養親**。扶養親とは、亡くなった職階6プランメンバーまたは亡くなっ
た引退済みの職階6プランメンバーの親であり、死亡の直前1年間に、生活に必要
なお金の少なくとも半分以上をそのメンバーから提供されていた者であり、かつ、
その者が年金を受け取らずには必要な生活費を支払うことができない場合を指
す。但し、その者が必要な生活費を支払えるようになった時点で、扶養親としての
資格を失う。

(h)(m) **勤続給**。勤続給とは、勤続年数に応じて、条例または覚書により支
給される追加の総月額給与を指す。

(h)(n) **特別手当**。特別手当とは、危険な業務以外の特別な業務の遂行を
命じられた場合に、条例または覚書により支給される追加の総月額給与を指す。

(h)(o) **危険手当**。危険手当とは、ヘリコプター業務、二輪バイク業務、また
はその他の危険な業務の遂行を命じられた場合に、条例または覚書により支給
される追加の総月額給与を指す。

(h)(p) **配属手当**。配属手当とは、職階6プランメンバーの常任階級内で最
も低いクラス、職位、等級、コード、またはその他の職名よりも高いクラス、職位、等
級、コード、または職名で、特別な業務や危険な業務の遂行を命じられた場合に、
条例または覚書により支給される追加の総月額給与を指す。

(h)(q) **年**。年とは、12か月の期間を意味し、勤務年数を算定するために部
分的な年を合算する場合には365日を意味する。

(h)(r) **勤続年数**。勤続年数とは、職階6プランメンバーが、消防署、警察署、
港湾局、空港の部門局、またはレクリエーション・パーク局の部門メンバーとして
在職していた期間、またはその間の期間を含むものであり、これには職階6プラン
メンバーになる前および後の期間が含まれ、職階6の第1700項に含まれる制限に
従うものとする。

(1) 全額か減額された金額かを問わず、給与を受け取った、また
は受け取るものとする。

(2) 勤務先に復帰した後、再度引退するまでの少なくとも1年間
職務を遂行した場合、または今後職務を遂行する場合には、その間にプ
ランから業務に関連する障害年金または業務以外に関連する障害年金



を受け取っていた、または受け取るものとする。但し、その1年間には、復帰前に負った、またはその原因となった傷病による休職期間は含まれないものとする。復帰後に1年間の勤続年数を完了した職階6プランメンバーは、復帰後の勤続期間が障害年金を受け取っていた期間と一致する範囲でのみ、その期間のクレジットを受ける資格がある。しかし、復帰後3年間の勤続年数を完了した場合、障害年金を受け取っていた全期間についてクレジットを受ける資格がある。また、業務以外に関連する障害年金を受けていた期間は、職階6の第1714項に基づき、委員会が採択する規則に従ってプランメンバーが相応の拠出を行った場合に限り、その勤続年数に算入できる。

(3) 市の一般法または条例のいかなる規定に基づいても、軍務または軍休暇の期間に対する退職クレジットを受ける資格がある、または今後資格を得るものとする。

(4) 勤務中に発生した傷病により、一般法に基づいて一時的な障害に対する労災補償給付を受けた場合、または今後受ける場合、その期間は、プランメンバーが役員会規則で定められた形で消防および警察年金プランに拠出を行った場合に限り、プランメンバーの勤続年数に算入されるものとする。

(5) 市の条例または適用される覚書に基づき、勤務中の傷害に対する補償を受ける資格がある、または今後資格を得るものとする。および、

(6) 年金給付の受給資格を得ていないが、消防および警察年金制度の職階2、3、4、または5のメンバーとして勤務していた。

以前、いずれかの職階のプランメンバーであり、辞職または解雇によってその地位を失い、その後職階6プランメンバーとなった者は、以前のメンバー期間中の勤続年数クレジットを受ける資格がある。但し、その資格を得るには、先ず、以前に引き出した拠出金を役員会が定める方法で利息と共に再度預け入れなければならない。

職階6プランメンバーの適格な遺族は、プランメンバーが選択した勤続年数クレジットの購入を完了することができる。

(†)(s) **1年未満の勤続年数**。1年未満の勤続年数とは、この項の副項(†)(q)で言及されている12か月未満の期間を意味する。そのような1年未満の勤続年数は、プランメンバーが最後に完了した勤続年数の終わりから、退職日直前の給与期間の終わりまでの期間で計算され、プランメンバーが今後受け取る勤続年金や、その後の死亡時に、適格な遺族、未成年の子供、扶養児または扶養親が受ける年金の勤続年数の一部として算入されるものとする。



(s)(t) **最終平均給与**。最終平均給与とは、プランメンバーが指定する連続した24か月間の勤務中に実際に得た給与の月平均額に相当する金額を意味する。そのような指定が無い場合、退職が有効となる日の直前の連続した24か月間が、最終平均給与の計算の基礎として使用されるものとする。

最終平均給与を算定する際、プランメンバーが市の適用条例に基づき、傷病のために全額給与を受け取らなかった期間がある場合、最終平均給与は、傷病が無ければプランメンバーが受け取っていたであろう給与、ならびに勤続給、特別手当、配属手当、危険手当を含めた金額に基づくものとする。

最終平均給与の計算には、最終平均給与を算定するために使用される連続した24か月間に実際に得られた勤続給、特別手当、配属手当、および危険手当が含まれるものとする。

職階6プランメンバーのうち、消防署で隊長以下の階級、または警察署で警部以下の階級で退職した者に関して、最終平均給与を算定するために使用される連続24か月間の一部または全部で危険手当が得られていなかった場合、その最後の危険業務が終了した時点で得られた危険手当の10%に相当する金額が、危険業務を命じられた年数の合計に対して、最終平均給与に加算されるものとする。但し、その加算は、合計で10年を超えないものとする。最終平均給与に含まれる危険手当の総額は、プランメンバーが最終平均給与の算定に使用される24か月間全体を通して危険手当を受け取る資格があった場合に得られたであろう金額の100%を超えてはならないものとする。

超過勤務手当や、条例または覚書によって給与として指定されていない金銭の支払いは、最終平均給与の算定には考慮されないものとする。

職階6プランメンバーが連続24か月の勤務を完了していない場合に限り、最終平均給与は、完了した全ての連続する暦日の月平均として算定されるものとする。また、プランメンバーが合計で1か月未満の勤務しか完了していない場合は、実際に受け取った給与を基に、月額相当額が算定されるものとする。

前述のいかなる規定にも関わらず、引退した職階6プランメンバーが再び部門メンバーとして現役に復帰し、その結果再び職階6プランメンバーとなり、復帰後1年以上勤務する前に再度引退した場合、または引退させられた場合（その1年には、復帰前に負った、またはその原因となった傷病による休職期間は含まれない）、その後の引退に適用される最終平均給与は、前回の引退時に適用された最終平均給与とするものとする。プランメンバーが、復帰後に必要な1年間の勤務を完了したものの、復帰後に連続24か月の勤務を完了していない場合、最終平均給与は、復帰後に完了した全ての連続した月の月平均として算定されるものとする。

第4項。Los Angeles市の憲章第1703項の副項(a)および(b)は、以下のように読み替えるために修正される。



第1703項 市議会が警察職員に対して、以前に宣誓した市のサービスを購入することを許可する権限。

(a) **議会の権限。** 第1709項および1711項に従い、議会は、この条項の規定に基づいて採択された条例により、総務局から警察署に異動して以下のクラスコード、2214, 2217, 2223, 2227, 2232, および 2244 のいずれかに該当する地位を得た警察職員が、Los Angeles市職員退職制度 (LACERS) から職階6に、過去の宣誓済みの市のサービス(役務)を移管することを、該当する憲章およびLos Angeles管理法規の規定に基づき、プランメンバーとなった後に許可することができる。第1702項(q)(r)の規定に関わらず、移管されたサービス(役務)は、全ての職階6の目的において、勤続年数として算入されるものとする。

(b) **役務の購入に対する制限。** 第1709項および第1711項に従い、過去の役務の移管を許可するために議会に与えられた権限は、以下のように具体的に制限されるものとする。

(1) **購入は、コスト中立であるものとする。** メンバーは、移管される役務の完全な保険数量コストを支払う必要があり、その額はプランの保険数理士によって決定され、プランが負担した付随的な管理費用は考慮されないものとする。但し、移管された役務に関連してLACERSからプランに移管される資金の金額は、そのコストから差し引かれるものとする。

(2) **特定の役務のみが移管可能とされる。** 移管可能な宣誓済みの役務は、市のクラスコード職3183, 3185, 3188, および 3198での過去の役務に限られ、その役務に対して従業員が拋出を行い、LACERSで勤続年数のクレジットを獲得していたものとする。

第5項。 Los Angeles市の憲章第1704項の副項(a)および(b)は、以下のように読み替えるために修正される。

第1704項。 市議会の権限により、空港警察職員の職階6への移管を許可し、移管された職員が過去の市役務を購入することを許可する。

(a) **議会の権限。** 第1709項および第1713項に従い、議会は、この条例の規定および適用される憲章およびLos Angeles管理法規の規定に基づき、2018年1月7日以前に市の役務に従事し、第1702項(d)で定義される空港局のメンバーとして、Los Angeles市職員退職制度 (LACERS) のメンバー資格に代わって職階6プランのメンバーになること、およびプランメンバーになった後にLACERSから職階6へ全ての過去の市役務を移管することを、条例により許可することができる。但し、その者は、内国歳入法により求められる範囲で、また第1714項(a)(3)に記載されているように、LACERSのメンバー資格に適用される割合で引き続きメンバー 拋出金を支払わなければいけない。第1702項(q)(r)の規定に関わらず、本項および議会の採択した条例に従って移管された役務は、全ての職階6の目的において、勤続年数として算入されるものとする。



(b) **役務の購入に対する制限。**第1709項および第1713項に従い、過去の役務の移管を許可するために議会に与えられた権限は、以下のように具体的に制限されるものとする。

(1) **購入は、コスト中立であるものとする。**メンバーは、移管される役務の完全な保険数量コストを支払う必要があり、その額はプランの保険数理士によって決定され、プランが負担した付随的な管理費用は考慮されないものとする。但し、移管された役務に関連してLACERSからプランに移管される資金の金額は、そのコストから差し引かれるものとする。

(2) **全ての過去の役務は移管されなければならない。**LACERSからプランに移管する選択を行う条件として、メンバーは、LACERSからプランに全ての過去の役務を移管しなければならない。これには、LACERSの拠出メンバーとして得た過去の市役務およびLACERSから購入した役務が含まれる。また、移管される役務の完全な保険数理コストを、プランの保険数理士が決定した額で支払い、この条項に基づいて採択された条例の要件に従わなければならない。

(3) **選択および役務の購入は、取消不能とする。**職階6メンバーになるというメンバーの選択は、2018年1月7日以降、取消不能とする。メンバーが過去の役務を購入するための契約は、返金不可とする。議会も役員会も、メンバーの選択または購入を取り消す権限も返金する権限も持たず、また2018年1月7日以降の移管を許可することもできない。

第6項。Los Angeles市憲章に新たな第1709項が追加され、以下のように読み替えられる。

第1709項。市議会の権限により、警察、空港、港湾、レクリエーション・パークの警察職員を職階6に移管することを許可し、全ての過去のLACERSの役務を完全な保険数理コストで移管することを要求する。

(a) 警察、空港、港湾、レクリエーション・パークの警察職員の移管を許可するための議会の権限。議会は、この条項の規定に従って採択された条例および適用される憲章およびLos Angeles管理法規の規定に基づき、2015年1月12日に警察署(第1702項(b)で定義)、空港局(第1702項(d)で定義)、港湾局(第1702項(c)で定義)、レクリエーション・パーク局(第1702項(e)で定義)で宣誓された警察官として現役で勤務している者が、Los Angeles市職員退職制度(LACERS)のメンバー資格に代わって職階6プランのメンバーになることを許可できる。但し、その者は、職階6プランのメンバーになった後、全ての過去の市役務をLACERSから職階6に移管し、内国歳入法に基づいて求められる範囲で、LACERSのメンバー資格に適用される割合で、税引前のメンバー拠出金を引き続き支払い、さらに第1714項(a)(3)に記載されている内容に従わなければならない。第1702項(q)(r)の規定に関わらず、本項および議会の採択した条例に従って移管された役務は、全ての職階6の目的において、勤続年数として算入されるものとする。



(b) 市役務の移管に関する要件。職員および過去の市役務の移管を許可するために議会に与えられた権限は、以下のように具体的に制限されるものとする。

(1) 移管に関連したコスト。市は、プランの保険数理士が決定した完全な保険数理コストを支払い、職員および過去の市役務を職階6に移管するものとする。保険数理コストには、過去の市役務の初期移管に起因するコストに加えて、このメンバー資格の移管に伴う将来の全てのコストが含まれるものとする。この金額は、移管された役務に関連してLACERSからプランに移管された資金の金額、すなわち従業員および雇用の拠出金と、第1162項(b)に基づいて従業員のLACERS口座に付与された利息を含む金額によって減額されるものとする。

(2) 全ての過去の市役務は、移管されなければならない。LACERSから職階6に移管するための条件として、メンバーは、LACERSの拠出メンバーとして得た過去の役務や、その役務が得られた当時の職位内容に関わらず、過去の市役務およびLACERSから購入した役務の一切をLACERSから職階6に移管しなければならない。第1703項(b)(2)に基づいて、以前、移管が除外されていた市役務は、この項の副項(b)(1)に記載されている条件に従って職階6に移管されるものとする。

(3) 取消不能な職階6への移管の選択。メンバーが職階6に移管する選択およびメンバーの市役務を職階6に移管することは、2026年1月11日以降と、条令で定められたそれ以外の日付のうち、どちらか早い方の日付以降は、取消不能となる。議会も委員会も、2026年1月11日と条令で定められたそれ以外の日付のうちどちらか早い方の日付以降に、移管を取り消したり、移管を許可したりする権限を持たないものとする。

(c) 採択の方法。この条項に基づいて採択される条例は、第1618項(b)に規定されているのと同じ方法で採択されるものとする。しかし、議会は、提案された変更の完全な保険数理コストについて、登録された保険数理士から書面で助言を受けるものとする。

第7項。Los Angeles市憲章第1710項副項(b)は、以下のように修正される。

(2) 職階6プランメンバーによる業務に対して、消防署、警察署、港湾局、空港の部門局、またはレクリエーション・パーク局への全ての寄付および寄贈（但し、メダルや恒久的な競技賞を提供するために寄付された金額を除く）。

第8項。Los Angeles市憲章に新たな第1711項が追加され、以下のように読み替えられる。



第1711項。警察署のメンバーが第1703項に基づいて以前に職階6に移管した際に支払った費用を返金するための市議会の権限。

(a) **職階6メンバーへの返金を承認するための議会の権限。** 議会は、この条項の規定および適用される憲章ならびにLos Angeles管理法規の規定に基づいて採択された条例により、2025年1月12日に警察署のメンバーとして現役で勤務しており、以前に第1703項に基づいて職階6に移管し、Los Angeles管理法規の既存の規定に従って過去の市役務の一部または職階6の健康給付を購入した全てのメンバーに対して、返金を承認することができる。本項の目的のために、このような職階6メンバーを「適格職階6メンバー」と呼ぶものとする。

(b) 返金を提供する権限に対する制限。

(1) **プランに関してコスト中立。** 市は、本項に基づいて採択された条例に従って適格職階6メンバーに対して発行される返金の全額を、プランに支払うことが要求される。市は、プランが返金を発行する前に、この支払いを行うものとする。この支払いは、本項に基づいて採択された条例の発効日の後の市の最初の年次拠出と同時に行うことができる。

(2) **支払の原資および方法。** プランは、適格職階6メンバーに対して、Los Angeles管理法規の既存の規定に基づいて、市役務の一部または職階6の健康給付を購入するために支払われた全ての金額を、一括払いか分割払いかを問わず、返金するものとする。この号に基づいて発行される全ての支払いは、適格職階6プランメンバーの退職前に、内国歳入法に準拠した方法で、ロールオーバー、受託者間の移管、または税引後支払いとして行うことができる。すべての個人的な税務上の結果は、適格職階6メンバーが負担する。

(3) **無利息。** 第1714項やLos Angeles管理法規の既存の規定に反するいかなる文言にも関わらず、プランは、本項に基づいて発行される返金に対して、第1714項(c)に従って計算され、本項に基づいて承認された返金に起因する利息以外、利息を支払わないものとする。

(4) **返金不可のLACERSメンバー拠出金。** Los Angeles管理法規の既存の規定に反するいかなる文言にも関わらず、適格職階6メンバーは、LACERSからプランに移管され、市役務や職階6の健康給付を購入するために使用されたメンバー拠出金の返金を受けることはできないものとする。

(5) **支払いプランの終了。** 2025年1月12日を以て、Los Angeles管理法規の既存の規定に基づいてプランと適格職階6メンバーとの間で締結された支払いプランは、全て終了するものとする。Los Angeles管理法規の既存の規定に基づいて過去の市役務を購入するために適格職階6メンバーが負担していた未払いの残高は、免除されて、もはや返済の義務はないものとする。



第9項。Los Angeles市憲章に新たな第1713項が追加され、以下のように読み替えられる。

第1713項。空港局のメンバーが第1704項に基づいて以前に職階6に移管した際に支払った費用を返金するための市議会の権限。

(a) **職階6メンバーへの返金を承認するための議会の権限。** 議会は、この条項の規定および適用される憲章ならびにLos Angeles管理法規の規定に基づいて採択された条例により、2025年1月12日に空港局のメンバーとして現役で勤務しており、以前に第1704項に基づいて職階6に移管し、Los Angeles管理法規の既存の規定に従って過去の市役務の一部または職階6の健康給付を購入した全てのメンバーに対して、返金を承認することができる。本項の目的のために、このような職階6メンバーを「適格職階6メンバー」と呼ぶものとする。

(b) 返金を提供する権限に対する制限。

(1) **プランに関してコスト中立。** 市は、本項に基づいて採択された条例に従って適格職階6メンバーに対して発行される返金の全額を、プランに支払うことが要求される。市は、プランが返金を発行する前にこの支払いを行い、本項に基づいて採択された条例の発効日の後の市の最初の年次拠出と同時に返金に必要な金額の支払いを行うことができる。

(2) **支払の原資および方法。** 第1704項(b)(3)にどのような矛盾する文言があったとしても、それに関わらず、プランは、適格職階6メンバーに対して、Los Angeles管理法規の既存の規定に基づいて、市役務の一部または職階6の健康給付を購入するために支払われた全ての金額を、一括払いか分割払いかを問わず、返金するものとする。この副項に基づいて発行される全ての支払いは、適格職階6プランメンバーの退職前に、内国歳入法に準拠した方法で、ロールオーバー、受託者間の移管、または税引後支払いとして行うことができる。すべての個人的な税務上の結果は、適格職階6メンバーが負担する。

(3) **無利息。** 第1714項やLos Angeles管理法規の既存の規定に反するいかなる文言にも関わらず、プランは、本項に基づいて発行される返金に対して、第1714項(c)に従って計算され、本項に基づいて承認された返金に起因する利息以外、利息を支払わないものとする。

(4) **支払いプランの終了。** 2025年1月12日を以て、Los Angeles管理法規の既存の規定に基づいてプランと適格職階6メンバーとの間で締結された支払いプランは、全て終了するものとする。Los Angeles管理法規の既存の規定に基づいて過去の市役務を購入するために適格職階6メンバーが負担していた未払いの残高は免除され、返済義務は消滅するものとする。



第10項。Los Angeles市憲章第1714項の(a)項副項(3)は、以下のように読み替えるために修正される。

(3) 第1703、1704、または1709項に基づいてLACERSから移管されたメンバーによる拋出に関する内国歳入法の要件。副項(a)に反するいかなる文言が存在しようとも、それに関わらず、第1703、1704、または1709項およびそれに基づいて採択された条例に従って、プランに移管し、以前のLACERS役務を購入することを選択した職階6プランメンバーは、内国歳入法の要件に従って、LACERSのメンバー資格に適用される割合でメンバー拋出金を引き続き支払うものとする。但し、(i)この副項(a)がそうしたメンバーに対して追加のメンバー拋出金を要求する場合、その追加のメンバー拋出金は、内国歳入法の要件に従って税引後ベースで支払われるものとし、(ii)さらに、この副項(a)がLACERSメンバー資格に適用される割合よりも低い割合でのメンバー拋出金を要求する場合、議会は、この条項の規定および適用される憲章およびLos Angeles管理法規の規定に基づいて採択された条例により、追加の拋出金額を反映させた退職時の年金給付額を大きくすることができるものとする。但し、その額は、保険数理士によって決定され、内国歳入法の全ての制限に従うものとする。

第11項。Los Angeles市憲章第1714項副項(g) は、次の通り読み替えるために修正される。

(g) **完全なメンバー拋出の確保。** 委員会は、消防および警察年金プランの職階6が全てのクレジットサービス期間に対してメンバーの拋出金を受け取ることを保証保険するための規則を制定する権限を持つものとする。但し、委員会は、軍務に対するサービスクレジットや、職階6プランメンバーが障害年金を受け取っている期間、または勤務中の傷害に対する全額給付を受け取っている期間に対する拋出金を要求する権限を持たない。但し、職階6プランのメンバーは、一般法に基づいて補償される勤務中の傷害の期間に対して、勤続年数のクレジットを取得するためにその期間の拋出金を支払うことを選択できる。これらの拋出金は、ここに規定された拋出率に基づき、プランメンバーが勤務中に傷害を負わなかったならば受け取っていたであろう給与を基準として計算されるものとする。

第12項。本憲章修正案のあらゆる項、条項、文章、句、部分が、管轄区域の裁判所または裁決機関によって違憲または無効と判断された場合でも、残りの項、条項、文章、句、部分は引き続き完全な効力を持ち続けるものとし、そのために本条項の各規定は分離可能であるものとする。さらに有権者は、違憲または無効とされた項、条項、文章、句、部分がなければ、本憲章修正案のすべての項、条項、文章、句、部分を可決したであろうことを宣言する。



有権者の権利章典

あなたには以下の権利があります

1. **登録済み有権者であれば、投票する権利があります。**以下の方には投票資格があります。
 - ★ カリフォルニアに居住する米国民
 - ★ 18歳以上の方
 - ★ 現在お住いの地域で有権者登録なさっている方
 - ★ 現在、重罪の有罪判決による州または連邦の刑務所で禁固刑受刑者でない事、および
 - ★ 現在、裁判所によって精神的に投票する能力がないと判断されていない方
2. **お名前が選挙人名簿に載っていない場合でも、登録済み有権者であれば、投票する権利があります。**
暫定投票用紙を使用して、投票することになります。あなたに投票資格があると選挙管理人が判定した場合、あなたの票は計上されます。
3. **投票所が閉まっても、列にまだ並んでいれば、投票する権利があります。**
4. **誰からも迷惑を掛けられず、またどのように投票するかを指示されずに、秘密投票様式で投票する権利があります。**
5. **書き損じた場合、まだ投票をお済みでない限り、新しい投票用紙を得る権利があります。**あなたは、新しい投票用紙を**投票所で選挙管理人に請求できます。**選挙事務所もしくはあなたの投票所で、新しい郵便投票用紙と交換してもらえます。または**暫定投票用紙を使用して投票できます。**
6. あなたの雇用主または労働組合の代表者以外であれば、あなたが選ぶ任意の方から、**あなたの投票の手助けを受ける権利があります。**
7. カリフォルニア州内にある**任意の投票所で、記入済みの郵便投票用紙を提出する権利があります。**
8. あなたの投票区で十分な人数の方がその言語を話す場合、**英語以外の言語の選挙書類を得る権利があります。**
9. **選挙手順について選挙管理人に質問し、選挙過程を見学する権利があります。**質問した相手がその質問に答えられない場合、回答できる適切な人に対応させます。あなたが規律を乱すような場合は、あなたの質問の回答を止めさせて頂く事があります。
10. **違法または不正な選挙活動があれば、それを選挙管理人または州務長官に報告する権利があります。**

これらのいずれかの権利が拒否されたと思われる方は、秘密扱いとされる州務長官の有権者ホットライン、フリーダイヤル (800) 345-VOTE (8683)迄お電話下さい。



ウェブサイトからのご報告
www.sos.ca.gov



電話でのご報告 (800) 345-VOTE (8683)



Eメールでのご報告 elections@sos.ca.gov



特別補助が必要な有権者への情報



車いすのアクセスとその他の補助機器

(800) 815-2666、オプション 4 (LA郡ホットライン)

LA郡投票センターは、車いすでのアクセス、および/または場外投票が可能です。投票センター内には、投票を補助するサービスがあります。



オーディオ録音 (213) 978-0444

すべての投票センターでは、有権者を補助するためのオーディオ設備をご利用いただけます。

本冊子に含まれる法案の音声録音は、英語、アルメニア語、中国語、ペルシア語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語で利用いただけます。これらの録音はウェブサイトでお聞きいただけます：
clerk.lacity.gov/elections/multilingual-services また次の場所でもこのサービスをご提供しています：

Braille Institute Library
741 North Vermont Avenue
Los Angeles, CA 90029
(323) 660-3880

Central Library
630 West 5th Street
Los Angeles, CA 90071
(213) 228-7000

有権者は、オーディオ録音のコピーを当局にリクエストしていただくこともできます。

Office of the City Clerk-Election Division
Attn: Audio Recordings
555 Ramirez Street, Space 300
Los Angeles, CA 90012



TTD 電話番号 (562) 462-2259

聴覚障害のある有権者の方には、TTDの電話番号をご提供させていただきます。



言語補助 (213) 978-0444

また市では、投票に関する資料を、アルメニア語、中国語、ペルシア語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語でもご提供させていただきます。



近隣評議会を率いるか、または参加します

近隣評議会はLos Angeles市の草の根的な行政機関です。
できること：

- 重要な地域の問題について市の指導者に助言します。
- 最も強力な議院外陳情者と同じくらい効果的です。
- コミュニティ改善プロジェクトの優先順位を設定します。
- 道路や歩道の修復、犯罪対策、交通管理などのサービスを監視し、改善します。
- 近隣評議会が年間運営予算をどのように使用するかを決定します。

LAの99の近隣評議会は、住んでいる、働いている、学習している、崇拜している、財産を所有している、または企業、コミュニティ内に拠点を置く 奉仕団体 に所属しているすべての人にサービスを提供しています。

さらに詳しく

www.99NCs.com にアクセスして近隣評議会を探し、
来る2025年の近隣評議会選挙に参加する方法を確認してください。

詳細については、電子メールまたは電話でお問い合わせください：

EmpowerLA@LACity.org

(213) 978-1551 (午前9時から午後5時/月曜日から金曜日)

Department of Neighborhood Empowerment

200 North Spring Street, Room 2005, Los Angeles, CA 90012

www.EmpowerLA.org



重要な日のタイムライン

10		10月					20 24
日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	
6	7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	
27	28	29	30	31			

2024年10月7日

- Los Angeles郡
公認記録係は、この日またはその前に郵便投票の投票用紙の郵送を始めます
- 郵便投票の投票用紙の投函箱が開きます。

2024年10月21日

投票登録の締め切り（条件付き投票で、同日有権者登録も可能です）

11		11月					20 24
日	月	火	水	木	金	土	
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	

2024年11月5日

選挙日
投票センターは午前7時に開始され、午後8時に終了します。



投票に関する貴方の選択肢



郵便投票

- 郵送による返信
 - 選挙日以前の消印で、7日以内に受け取られたものでなければいけません
- ドロップオフ
 - 投票用紙投票箱へ提出
 - LA郡投票センター

郵送用の投票用紙を入れた封筒の裏側にサインすることを忘れないでください！



投票センター

- 直接、対面での投票
- 郵便投票用紙をドロップオフ



ここをスキャン
してください！

スキャンして投票センターの時間 及び場所を検索

または、locator.lavote.gov/locations/vc
を閲覧してください

早めに投票しましょう！
投票センターは、2024年10月26日
には早くも開設されます





OFFICE OF THE CITY CLERK
ELECTION DIVISION
555 RAMIREZ STREET
SPACE 300
LOS ANGELES, CA 90012

NON PROFIT ORG.
U.S. POSTAGE
PAID
CITY OF LOS ANGELES
ELECTION DIVISION

